

## 第3期 第3回

# 福岡市市民公益活動推進審議会 会議次第

日時：平成23年 1月14日(金) 午後2時～4時

場所：福岡市役所 15階 1503会議室

### 1 開会

### 2 審議等

- (1)市民公益活動の推進に係る施策検討部会の設置について
- (2)NPO・共働に関する各種調査結果について(報告)
- (3)「コミュニティに関する取り組み」の概要及び進行管理について(報告)
- (4)審議

### 3 閉会

#### 配布資料

・福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿	(資料1)
・福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱	(資料2)
・市民公益活動の推進に係る施策検討部会運営要綱(案)	(資料3)
・市民公益活動の推進に係る施策検討部会委員名簿(案)	(資料4)
・NPO・共働に関する各種調査結果 (市政アンケート調査)	(資料5-1)
(NPO・ボランティア団体活動基本調査)	(資料5-2)
(共働に関する職員アンケート調査)	(資料5-3)
・「コミュニティに関する取り組み」の概要及び進行管理について	(資料6)
・共働の推進の現状・課題・解決の方向性	(資料7)
・NPO活動の促進の現状・課題・解決の方向性	(資料8)
<b>【参 考】</b>	
・平成23年度税制改正大綱(抜粋)	(資料9)
・市民公益税制PT報告書	(資料10)

## 「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：平成22年2月1日～平成24年1月31日)

氏名	所属等	分野
阿部 亨	福岡市市民局（市民局長）	行政
大谷 順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	NPO・ボランティア関係者
大庭 宗一	特定非営利活動法人 博多の風	NPO・ボランティア関係者
菊池 裕次	福岡市教育委員会（理事）	行政
酒井 龍彦	福岡市7区区長会（博多区長）	行政
空 直美	株式会社 プロネット	企業関係者
原田 陽次	福岡市自治協議会等7区会長会	地域関係者
村山 由香里	株式会社 アヴァンティ	企業関係者
森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院	学識経験者
山崎 好裕	福岡大学大学院経済学研究科	学識経験者

(五十音順・敬称略)

## 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

## (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第 19 条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

## (組 織)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) N P O ・ ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

## (会 長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (部 会)

第 4 条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (会議の公開)

第 5 条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

## 市民公益活動の推進に係る施策検討部会運営要綱（案）

## （趣 旨）

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の部会として、市民公益活動の推進に係る施策について検討するため、市民公益活動の推進に係る施策検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、運営に必要な事項を定める。

## （所掌事務）

第2条 検討部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 共働の仕組みの検討に関すること
- (2) NPO活動支援基金の仕組みに関すること
- (3) その他市民公益活動の推進に必要な事項に関すること

## （組 織）

第3条 検討部会は、審議会委員のうち、審議会会長が指名する委員をもって組織する。

2 前項の委員のほか、特に必要があると認めたときは、次の各号に掲げる委員を置くことができる。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO・ボランティア関係者

## （任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年1月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （部会長）

第5条 検討部会に、部会長を置くものとし、委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、検討部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、検討部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## （会 議）

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 検討部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

## 市民公益活動の推進に係る施策検討部会委員名簿（案）

氏名	所属等	分野
大谷 順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	審議会委員 NPO・ボランティア関係者
大脇 成昭	熊本大学法学部准教授	学識経験者
加留部 貴行	日本ボランティアコーディネーター協会	NPO・ボランティア関係者
空 直美	株式会社 プロネット	審議会委員 企業関係者
森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院	審議会委員 学識経験者

(五十音順・敬称略)

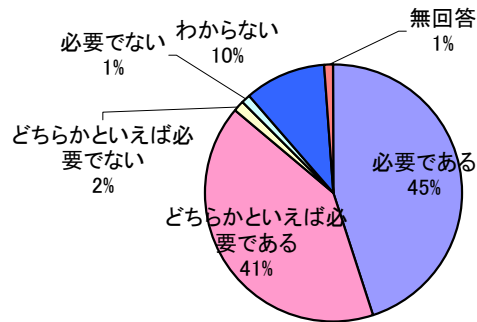
< 調査の概要 >

- ・調査目的: NPOやボランティアなどの市民公益活動について市民の意識の現状を把握すること。
- ・実施時期: 平成22年9月28日から10月13日
- ・実施方法: 郵送
- ・調査対象: 市内に居住する満20歳以上の男女
- ・調査数: 617件
- ・回答数: 557件

市民公益活動の参加について

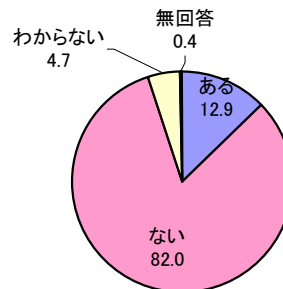
問1 あなたは、福岡市をより住みやすいまちにするために、NPOやボランティアが行っている市民公益活動が必要であると思いますか。【1つ選択】

557人	250人	44.9%	1	必要である
	229人	41.1%	2	どちらかといえば必要である
	9人	1.6%	3	どちらかといえば必要でない
	5人	0.9%	4	必要でない
	58人	10.4%	5	わからない
	6人	1.1%	6	無回答



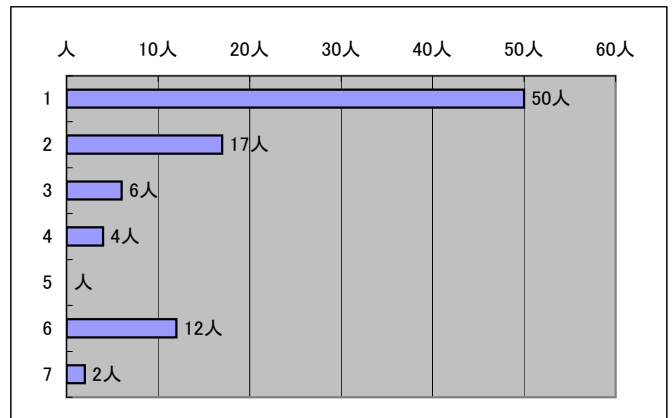
問2 あなたは、過去5年間に、NPOやボランティアの市民公益活動に参加した経験がありますか。【1つ選択】

557人	72人	12.9%	1	ある
	457人	82.0%	2	ない
	26人	4.7%	3	わからない
	2人	0.4%	4	無回答



問3 どのような活動に参加しましたか。【問2で「ある」と回答した方】【すべて選択】

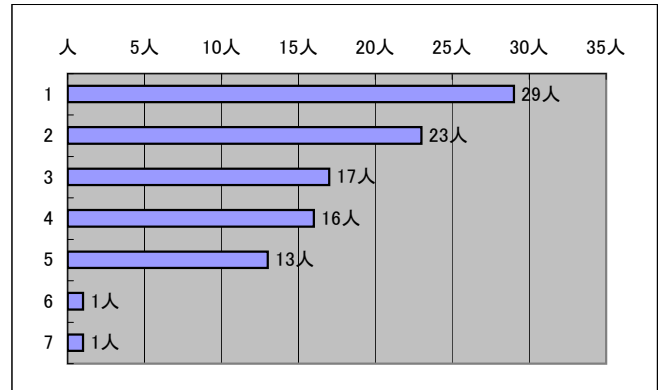
72人	50人	69.4%	1	ボランティアスタッフとして参加した
	17人	23.6%	2	会員として参加した
	6人	8.3%	3	役員として参加した
	4人	5.6%	4	有給非常勤スタッフとして参加した
	人	0.0%	5	有給常勤スタッフとして参加した
	12人	16.7%	6	それ以外の立場で参加した
	2人	2.8%	7	わからない
	人	0.0%	8	無回答





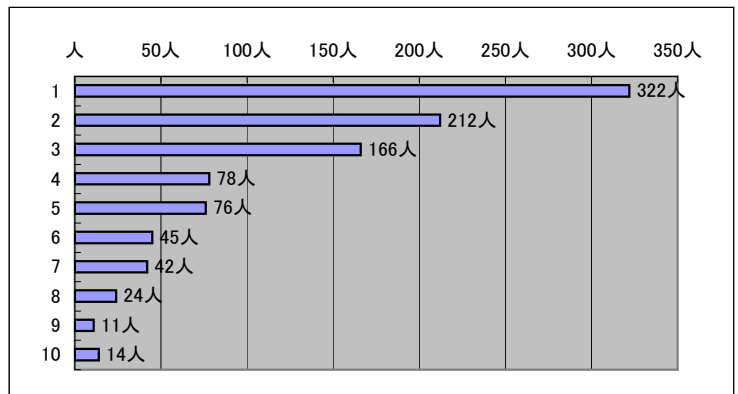
**問4 活動に参加したきっかけは何ですか。【問2で「ある」と回答した方】**

72人	29人	40.3%	1	職場や地域、学校などで参加の呼びかけがあって
	23人	31.9%	2	自分で思い立って
	17人	23.6%	3	講座・研修、イベントなどに参加して
	16人	22.2%	4	実際に活動している人に接して
	13人	18.1%	5	家族や友人に勧められて
	1人	1.4%	6	マスコミやインターネットで知って
	1人	1.4%	7	その他
	1人	1.4%	8	無回答



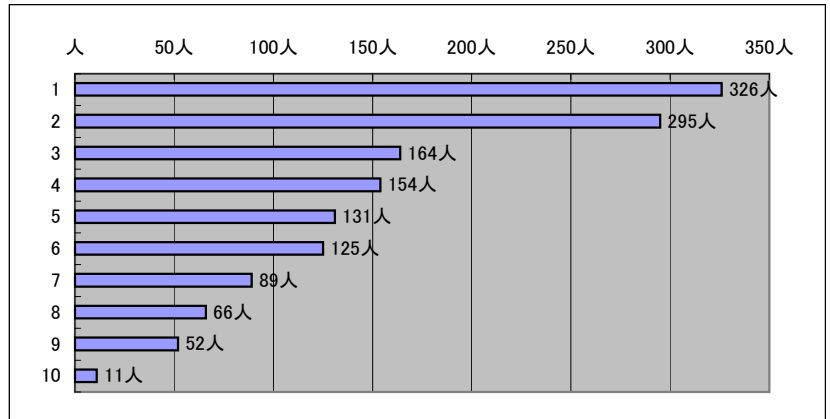
**問5 活動に参加しなかった理由は何ですか。【問2で「ない」と回答した方】【すべて選択】**

457人	322人	70.5%	1	きっかけや機会がなかった
	212人	46.4%	2	活動に関する情報がなかった
	166人	36.3%	3	活動に参加する時間がなかった
	78人	17.1%	4	身近に参加したいと思うボランティアやNPOがない
	76人	16.6%	5	一緒に参加する仲間がいない
	45人	9.8%	6	活動に関心がない
	42人	9.2%	7	健康上の理由
	24人	5.3%	8	人間関係が面倒だから
	11人	2.4%	9	職場や家庭、周囲の理解が得られない
	14人	3.1%	10	その他
	3人	0.7%	11	無回答



問6 今後、あなたがもしくは市民が、NPOやボランティアの市民公益活動に気軽に参加できるようになるためには、どのような仕組みや施策が必要だと思いますか。【3つ選択】

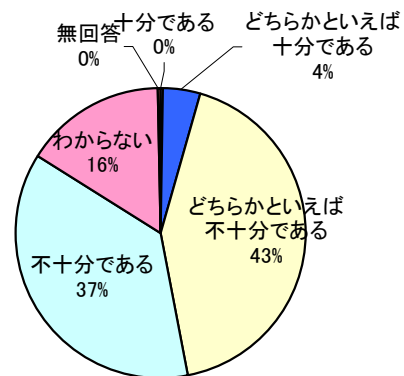
557人	326人	58.5%	1	気軽に活動を体験できる仕組み
	295人	53.0%	2	ボランティアやNPOに関する情報の充実
	164人	29.4%	3	信頼できるボランティアやNPO活動を判断できる仕組み
	154人	27.6%	4	ボランティアやNPOの人と気軽に交流できる場所や機会の提供
	131人	23.5%	5	参加したい人と、人材を求める団体を結びつける仕組み
	125人	22.4%	6	気軽に相談できる窓口の充実
	89人	16.0%	7	職場や学校で活動の実績や経験が評価される仕組み
	66人	11.8%	8	ボランティア休暇や保険の制度の充実
	52人	9.3%	9	活動に参加することで特典が受けられるような仕組み
	11人	2.0%	10	その他
	7人	1.3%	11	無回答



### 市民公益活動団体の情報について

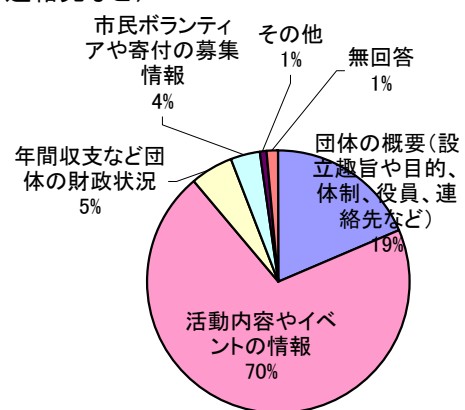
問7 NPOやボランティアが行っている市民公益活動の内容や、団体に関する情報は市民に十分伝わっていると思いますか。【1つ選択】

557人	1人	0.2%	1	十分である
	24人	4.3%	2	どちらかといえば十分である
	237人	42.5%	3	どちらかといえば不十分である
	205人	36.8%	4	不十分である
	89人	16.0%	5	わからない
	1人	0.2%	6	無回答



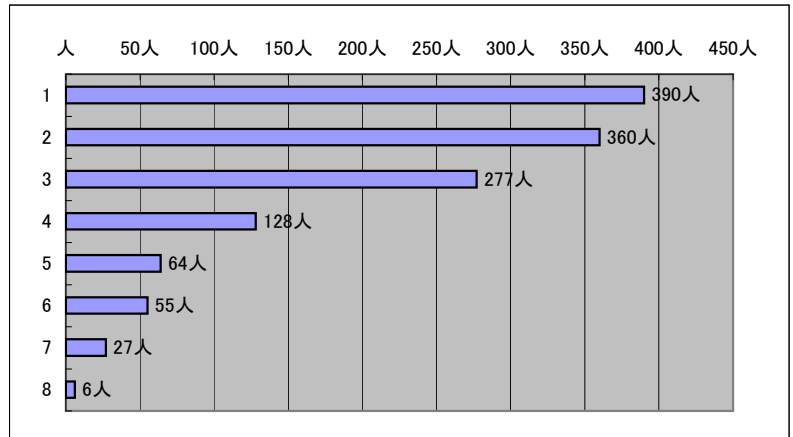
問8 市民公益活動を行うNPOやボランティアなどの団体のことを市民がよりよく理解するには、どのような情報が必要だと思いますか。【1つ選択】

557人	104人	18.7%	1	団体の概要(設立趣旨や目的、体制、役員、連絡先など)
	391人	70.2%	2	活動内容やイベントの情報
	30人	5.4%	3	年間収支など団体の財政状況
	20人	3.6%	4	市民ボランティアや寄付の募集情報
	4人	0.7%	5	その他
	8人	1.4%	6	無回答



問9 あなたは、NPOやボランティアの市民公益活動についての情報をどこから得たいですか。【3つ選択】

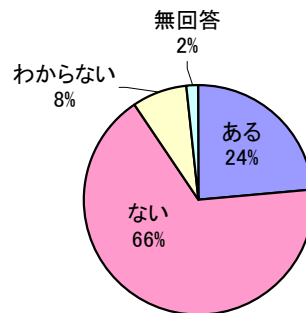
557人	390人	70.0%	1	市政だよりやホームページなどの市の広報媒体
	360人	64.6%	2	新聞・テレビなどのマスコミ
	277人	49.7%	3	公共施設のチラシや情報誌、ポスター
	128人	23.0%	4	職場や地域・学校など
	64人	11.5%	5	ボランティア・NPOのホームページ、メールマガジンなど
	55人	9.9%	6	家族や知人・友人
	27人	4.8%	7	福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」
	6人	1.1%	8	その他
	9人	1.6%	9	無回答



市民公益活動に対する寄付の状況について

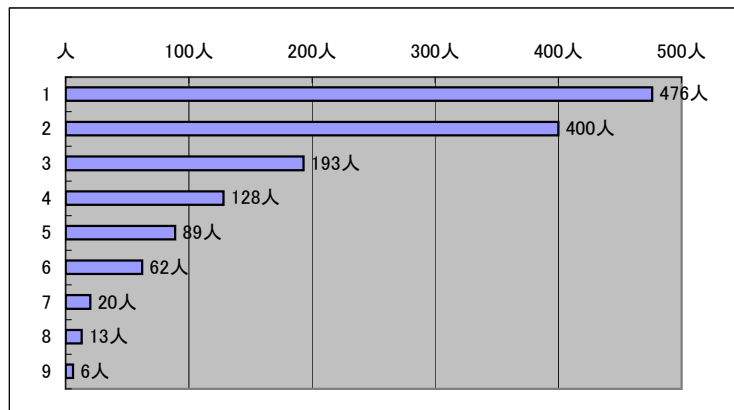
問10 あなたは、直近1年間にNPOやボランティアなどの団体、公益活動基金などに寄付をしたことがありますか。【1つ選択】

557人	132人	23.7%	1	ある
	372人	66.8%	2	ない
	44人	7.9%	3	わからない
	9人	1.6%	4	無回答



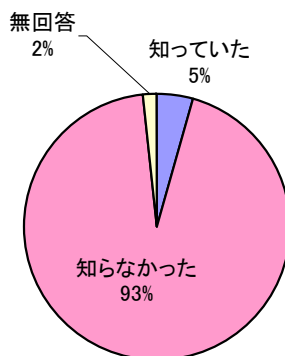
問11 あなたが寄付をする場合、重視する点は何ですか。【3つ選択】

557人	476人	85.5%	1	寄付金の使途が明確
	400人	71.8%	2	団体の活動内容に賛同できる
	193人	34.6%	3	積極的に情報公開を行っている
	128人	23.0%	4	団体に対する社会の評価が高い
	89人	16.0%	5	団体の組織体制が整っている
	62人	11.1%	6	家族や知人・友人が活動を行っている
	20人	3.6%	7	積極的に寄付金の募集活動を行っている
	13人	2.3%	8	わからない
	6人	1.1%	9	その他
	11人	2.0%	10	無回答



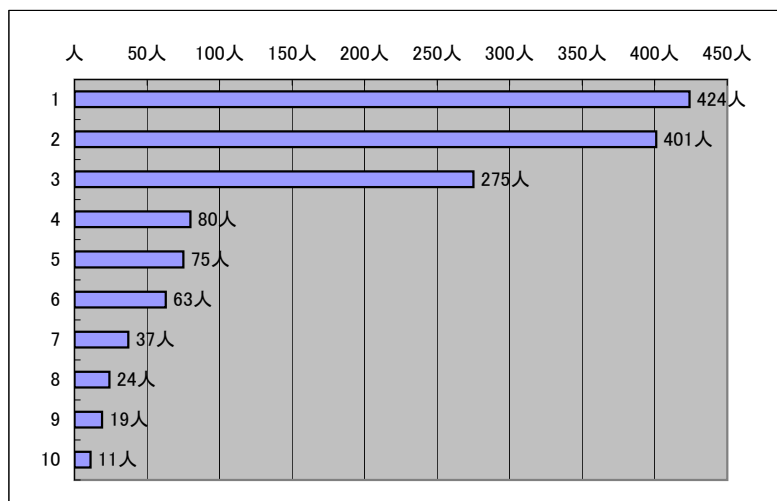
問12 福岡市では、個人や企業からいただいた寄付金をもとにNPO法人が行う公益的な事業に対し助成を行うため、福岡市NPO活動支援基金(愛称:あすみん夢ファンド)を運用していますが、あなたは、この基金をご存じでしたか。【1つ選択】。

557人	25人	4.5%	1	知っていた
	522人	93.7%	2	知らなかった
	10人	1.8%	3	無回答



問13 あなたは、あすみん夢ファンドへの寄付が増えるには、どういう条件整備が必要だと思いますか。【3つ選択】

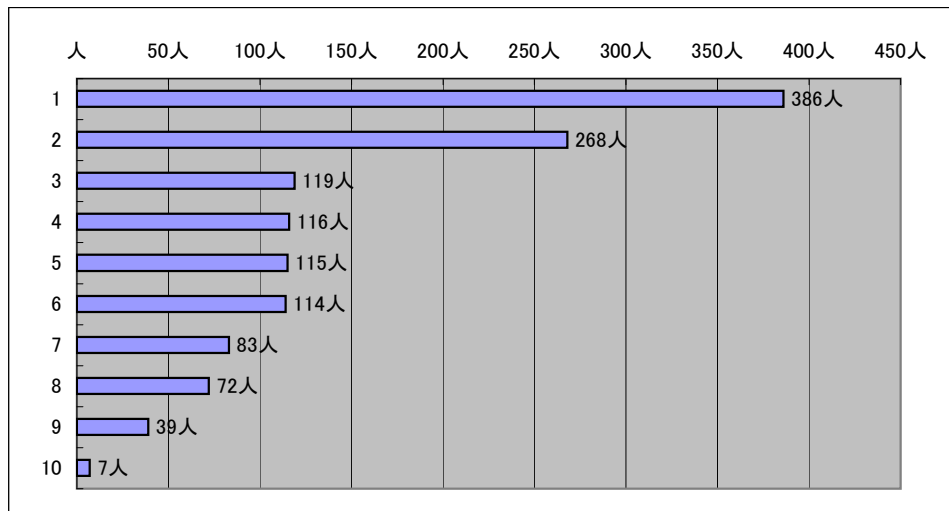
557人	424人	76.1%	1	あすみん夢ファンドを積極的にPRし、市民の認知度を向上させる
	401人	72.0%	2	寄付金の使途や助成先などが示され、わかりやすく選べるようにする
	275人	49.4%	3	寄付金はどう使われたのかを寄付者へ報告する
	80人	14.4%	4	寄付者の税制上の優遇措置を拡充させる
	75人	13.5%	5	活動や組織が充実しているNPO法人が増加する
	63人	11.3%	6	インターネットなどで簡単に寄付できる仕組みを整備する
	37人	6.6%	7	NPO法人の日常の事務所費や人件費も助成対象とする
	24人	4.3%	8	寄付者への記念品など特典を充実する
	19人	3.4%	9	クレジットカード決済などを可能とする
	11人	2.0%	10	その他
	14人	2.5%	11	無回答



## 行政に対する要望について

問14 あなたは、市(行政)が行うNPOやボランティアなどの市民公益活動推進施策として、どのようなものが必要だと思いますか。【3つ選択】

557人	386人	69.3%	1	NPOなど市民公益活動団体に関する情報提供
	268人	48.1%	2	ボランティア活動などをしてほしい市民や企業とNPO等との橋渡し
	119人	21.4%	3	学校における市民公益活動に関する教育
	116人	20.8%	4	NPOと行政が共働して事業を行う取り組み
	115人	20.6%	5	NPOを評価する仕組みの構築
	114人	20.5%	6	NPOに対する活動資金の助成
	83人	14.9%	7	NPOと自治会等との橋渡し
	72人	12.9%	8	行政職員に対する意識向上に向けた施策
	39人	7.0%	9	わからない
	7人	1.3%	10	その他
	13人	2.3%	11	無回答

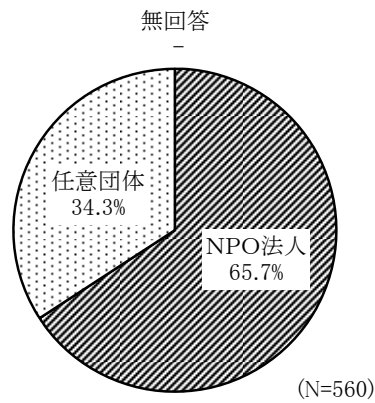


## 福岡市NPO・ボランティア団体活動基本調査

### <調査の概要>

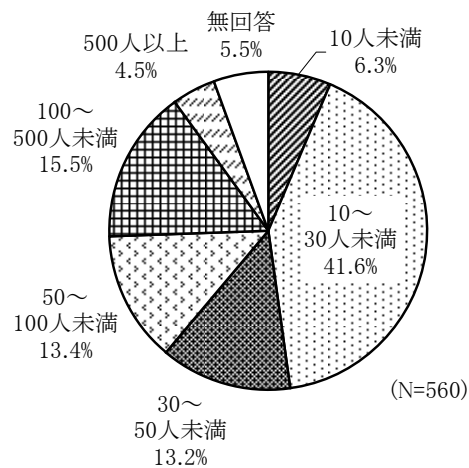
- ・調査目的：NPO・ボランティア団体の現状について把握すること。
- ・実施時期：平成 22 年 11 月 5 日から平成 22 年 12 月 10 日
- ・実施方法：郵送による配布。郵送と調査員訪問による回収。
- ・調査対象：福岡市（あすみん）登録団体、福岡県（NPO・ボランティアセンター）登録団体、内閣府認証法人より福岡市内にある全団体
- ・調査団体数：1,100 団体
- ・回答団体数：560 団体（平成 22 年 12 月 2 日現在）

## 法人格の有無について

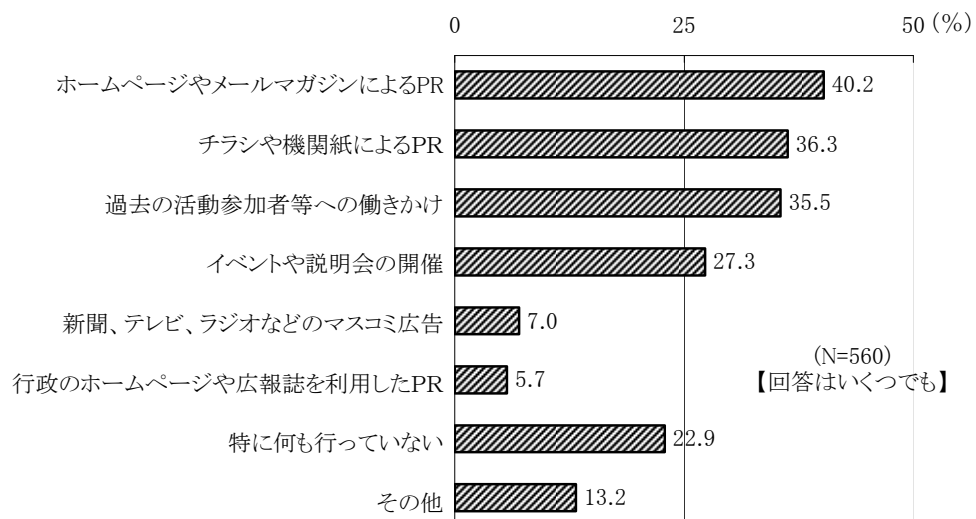


## 貴団体の構成について

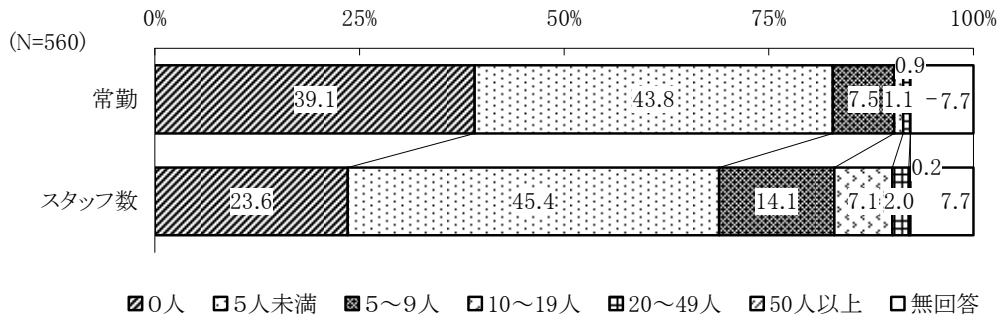
問1. 現在の会員数は何人ですか。



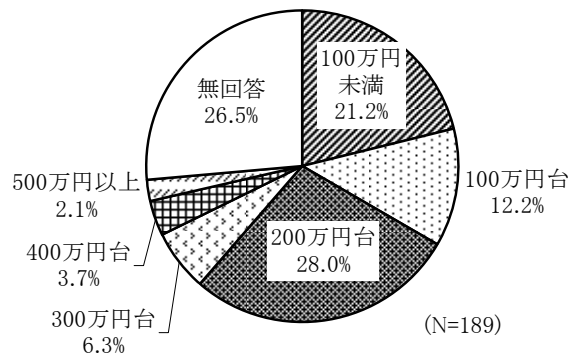
問2. 会員を確保するために、どのような取り組みを行っていますか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



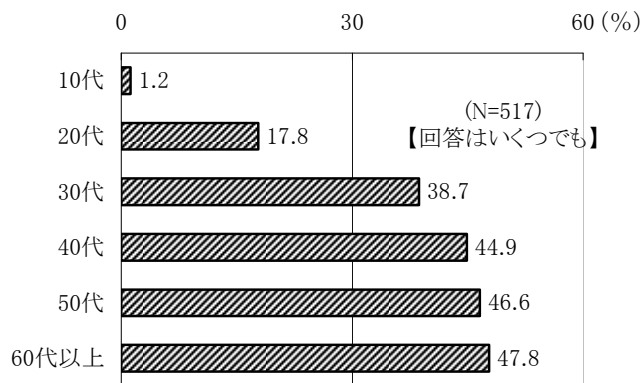
問3. 貴団体の事務局スタッフの人数を記入してください。



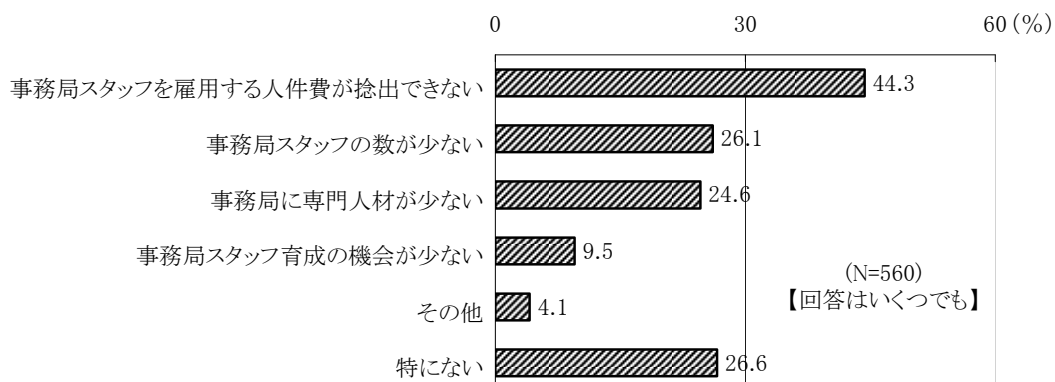
問4. 常勤で有給の事務局スタッフがいる団体におたずねします。  
 スタッフの平均年収はどのくらいですか。次の中からあてはまるものを1つ選び○  
を付けてください。



問5. 事務局スタッフ全員の方の年齢分布をご記入ください。



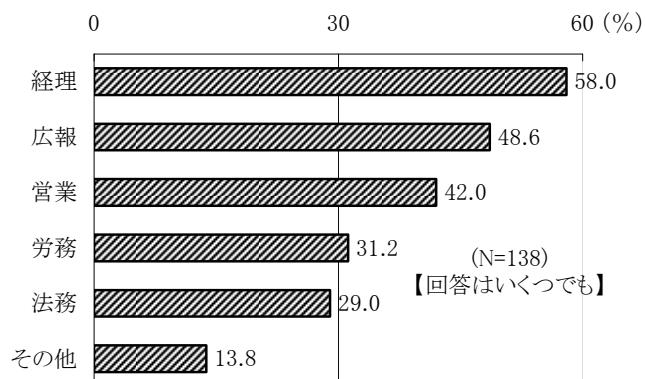
問6. 現在、事務局スタッフに関してどのような課題がありますか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。





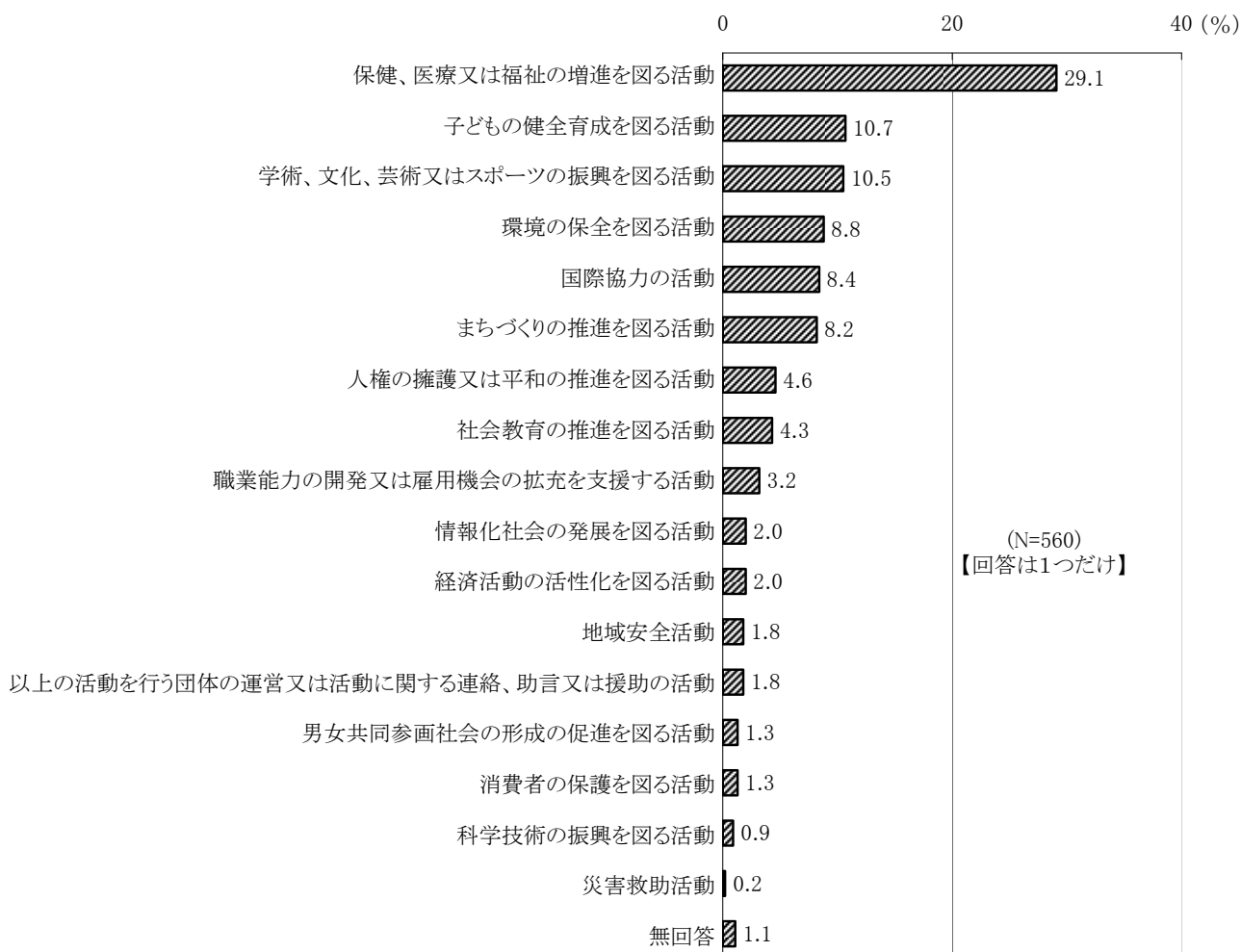
(問6で2. と答えた団体におたずねします)

付問1. 事務局で不足している専門人材はどのような分野の人材ですか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。

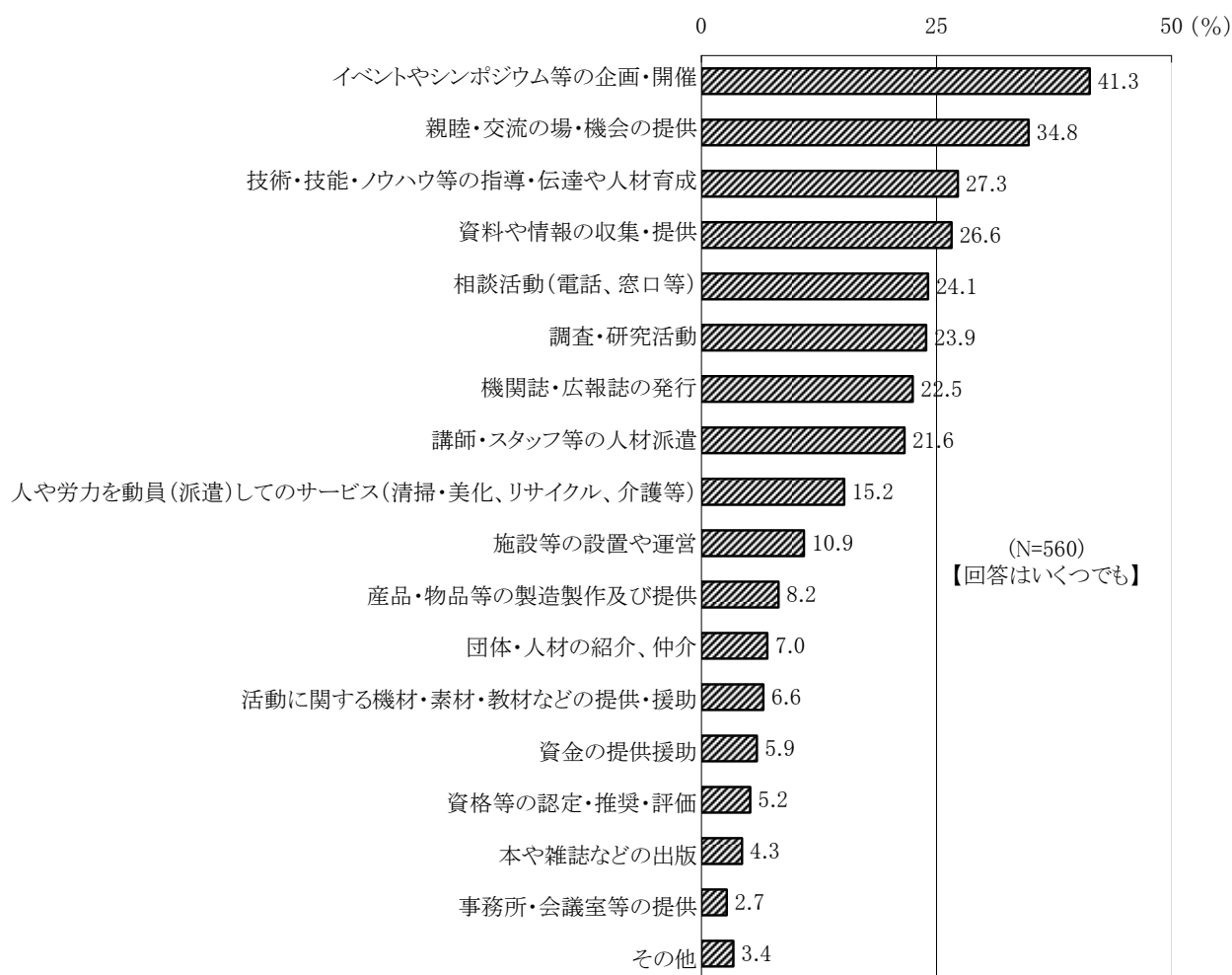


## 活動分野と活動状況について

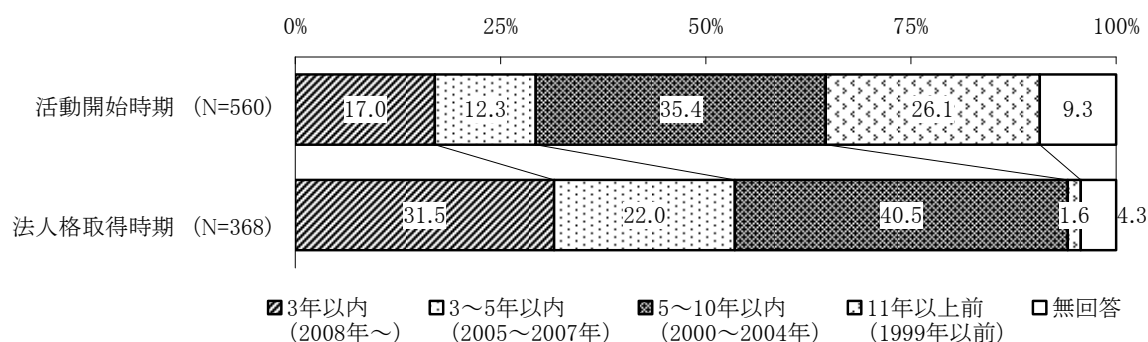
問7. 貴団体の活動で、日ごろ最も力を入れている活動分野はどのような分野ですか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



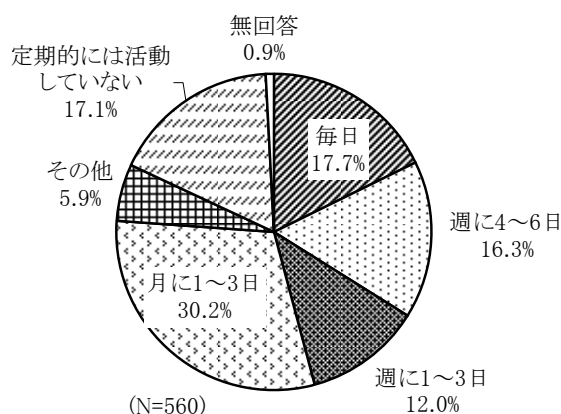
問 8. 貴団体の具体的な活動内容についておたずねします。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



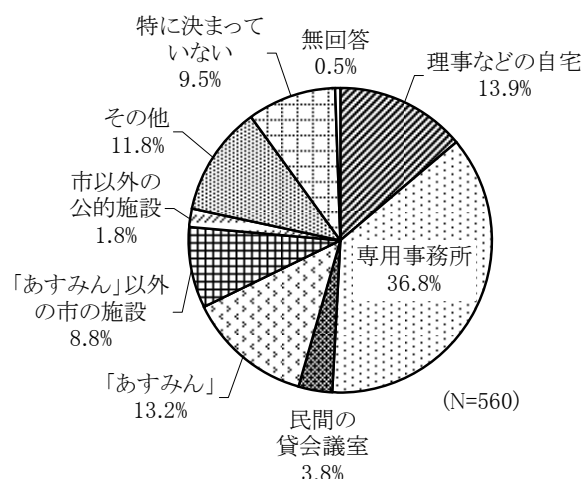
問 9. 貴団体の活動開始時期を記入してください。



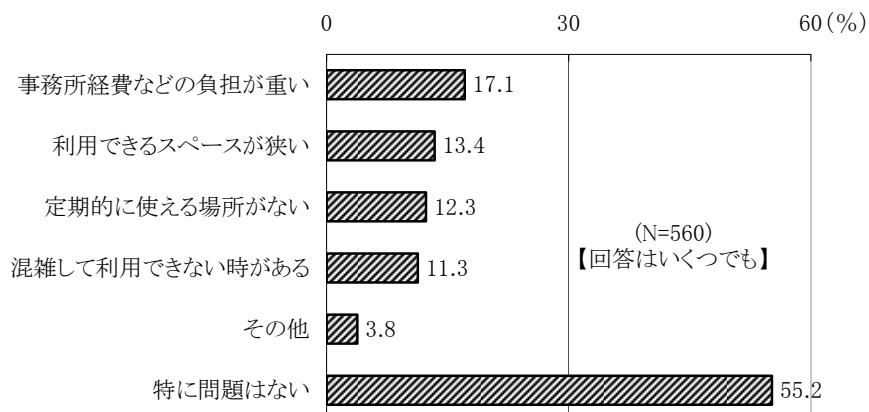
問9-1. 貴団体の活動はどのくらいの頻度で行われていますか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



問10. 貴団体では事務や打ち合わせ等を行う場所として主にどこを利用していますか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



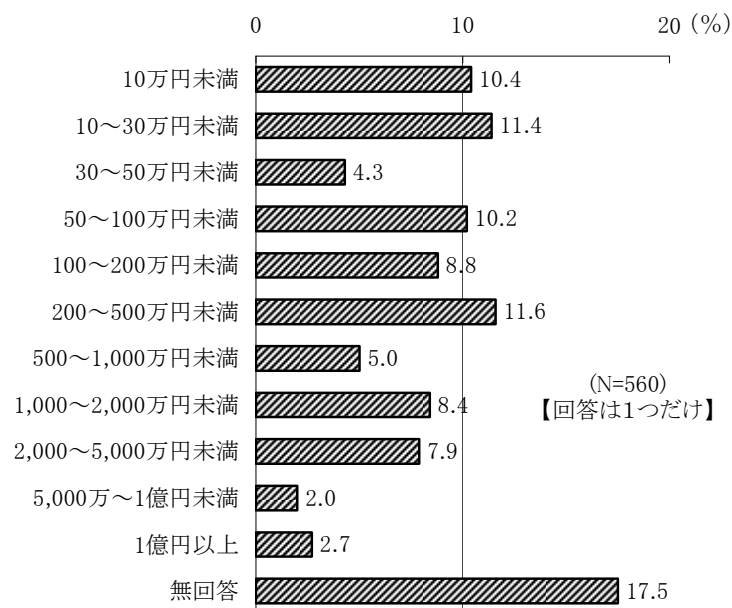
問11. 現在、事務や打ち合わせ等を行っている場所に関して何か問題がありますか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



## 団体資金の状況等について

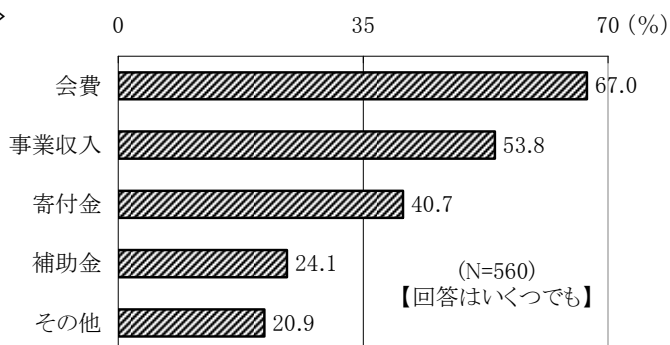
問 12. 貴団体の直近 1 年間の総収入額はどれくらいですか。

\* 会費、寄付金、事業収入（委託費などを含む）、補助金など、団体として受け取ったすべての収入の合計額を記入してください。

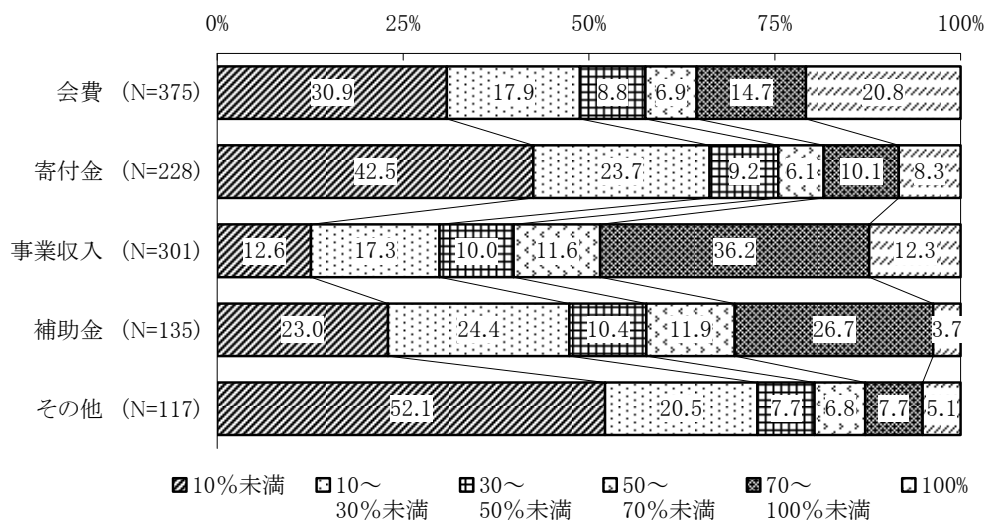


問 13. 貴団体の収入源の大まかな構成比を記入してください。

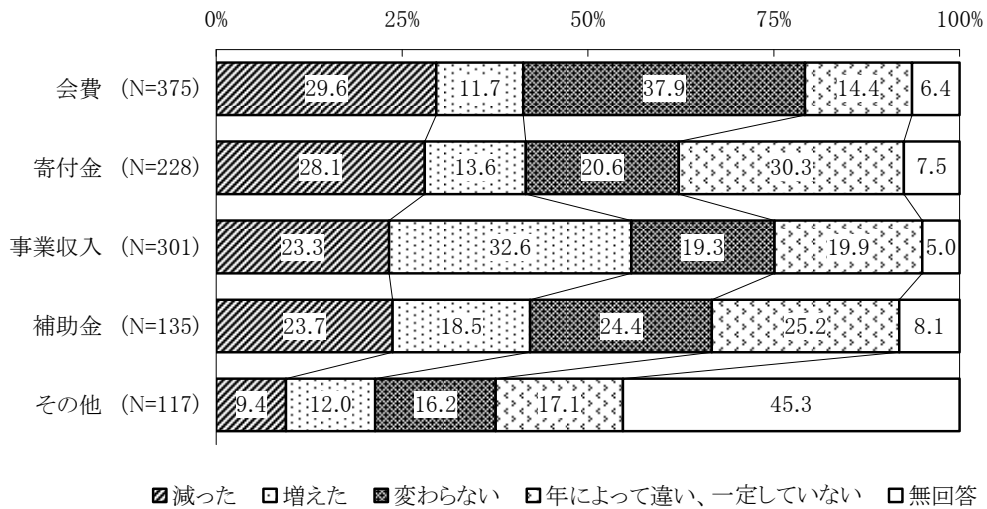
《収入源の内訳》



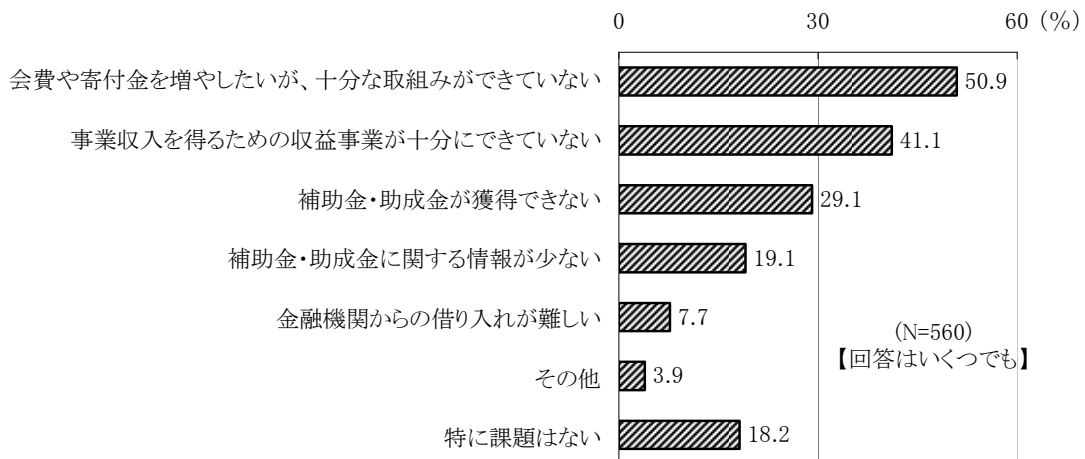
《各収入源の構成比》



問 14. 直近3年間の収入動向についておたずねします。項目ごとにあてはまるものを1つずつ選び○を付けてください。



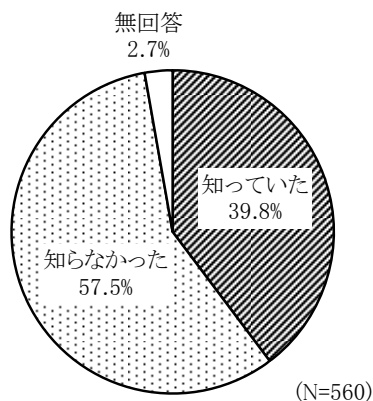
問 15. 貴団体の資金面における課題としてどのようなことがありますか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



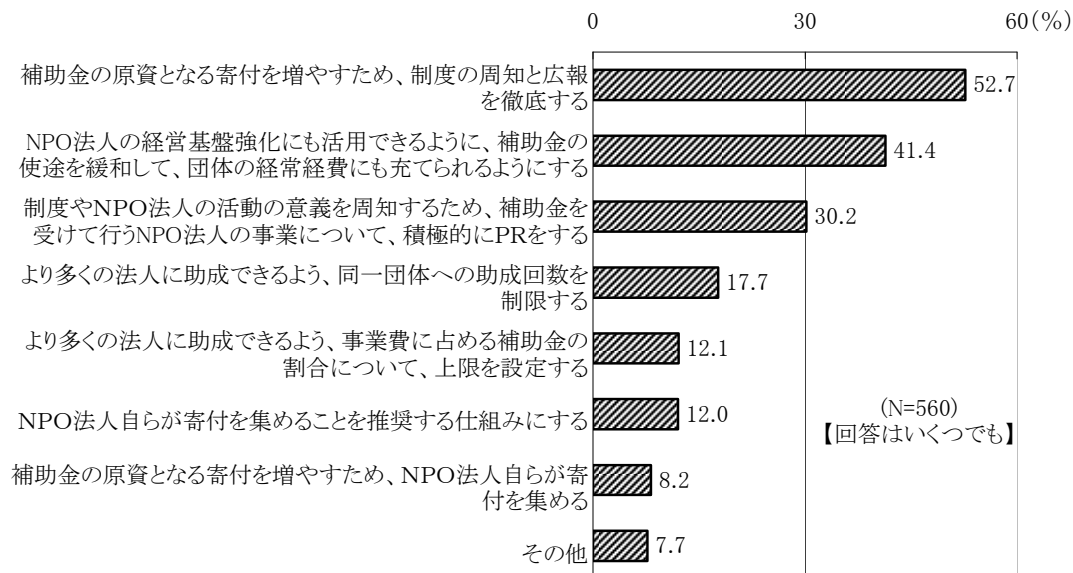
問 16. 活動資金獲得のために、特に取り組まれていることがありましたら、具体的に記入してください。

《福岡市NPO活動支援基金について》

問 17. 福岡市では、個人や企業からいただいた寄付金をもとにNPO法人が行う公益的な事業に対し補助を行う「福岡市NPO活動支援基金（愛称：あすみん夢ファンド）」を運用しています。貴団体は、この寄付を原資とした補助金事業を知っていましたか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。

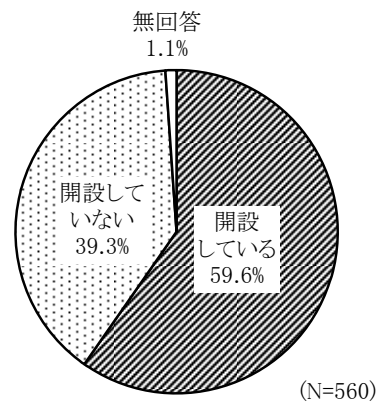


問 18. この寄付を原資とした補助金事業を通じて、より多くのNPO法人の活動を支援するために、今後どのようなことが必要だと思えますか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



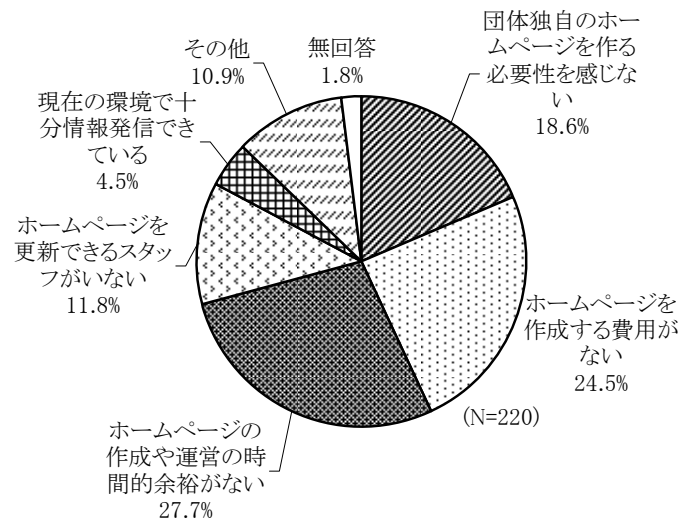
## 情報発信について

問 19. 貴団体では独自のホームページを開発していますか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



(問 19 で 2. と答えた団体におたずねします)

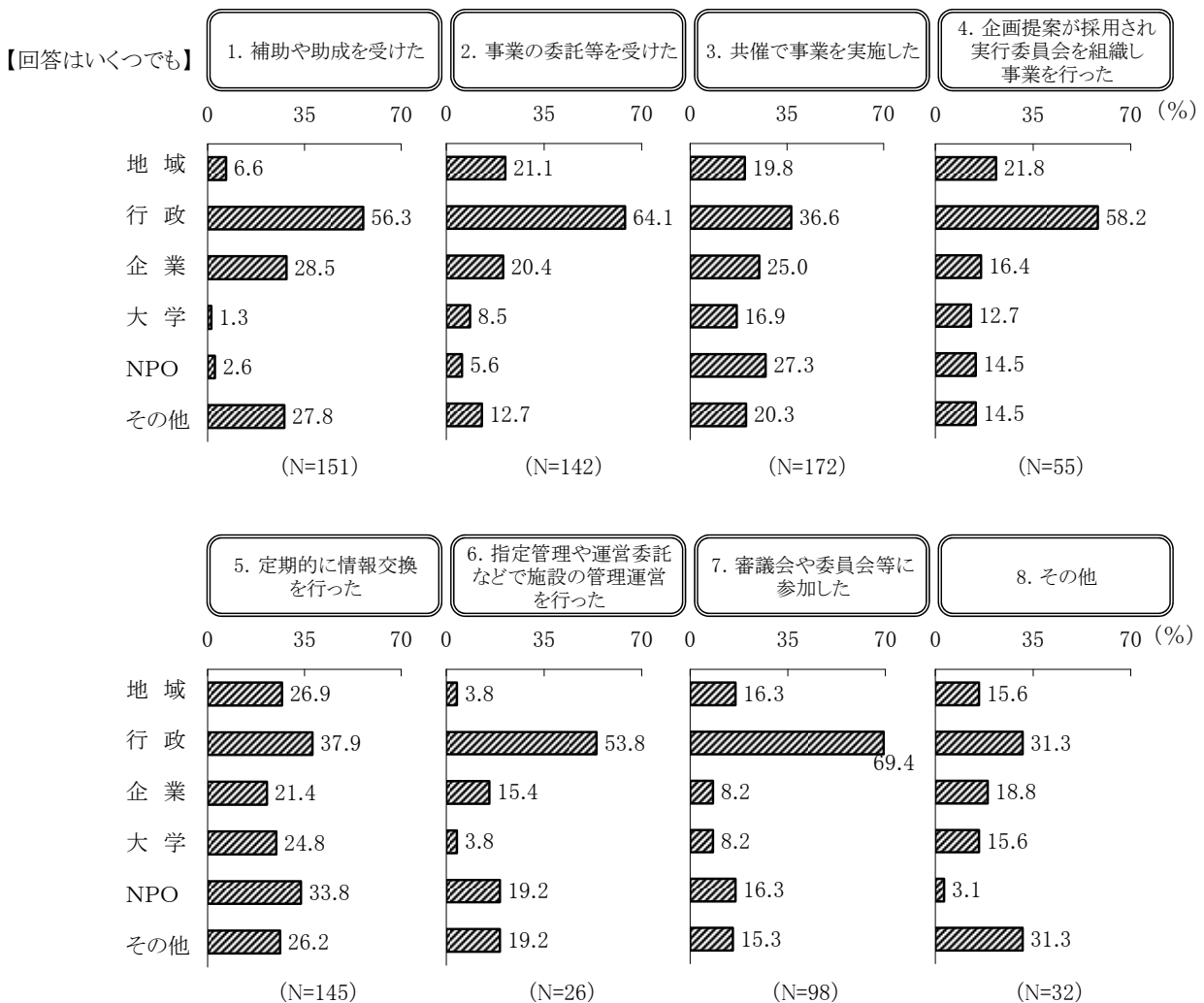
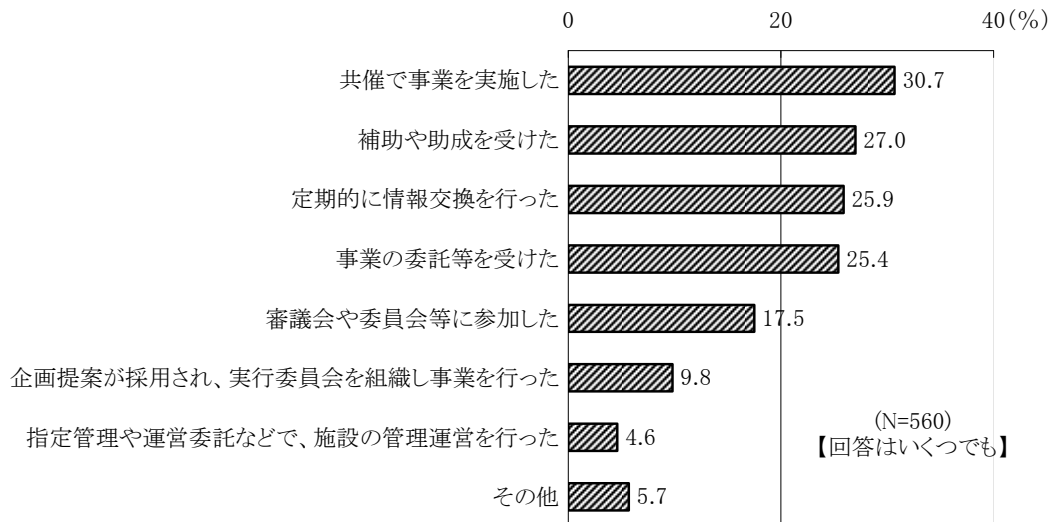
付問 1. 独自のホームページを開発していない理由は何ですか。次の中から最もあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



問 20. 貴団体の情報発信における課題がありましたら、具体的に記入してください。

## 共働の実態や課題等について

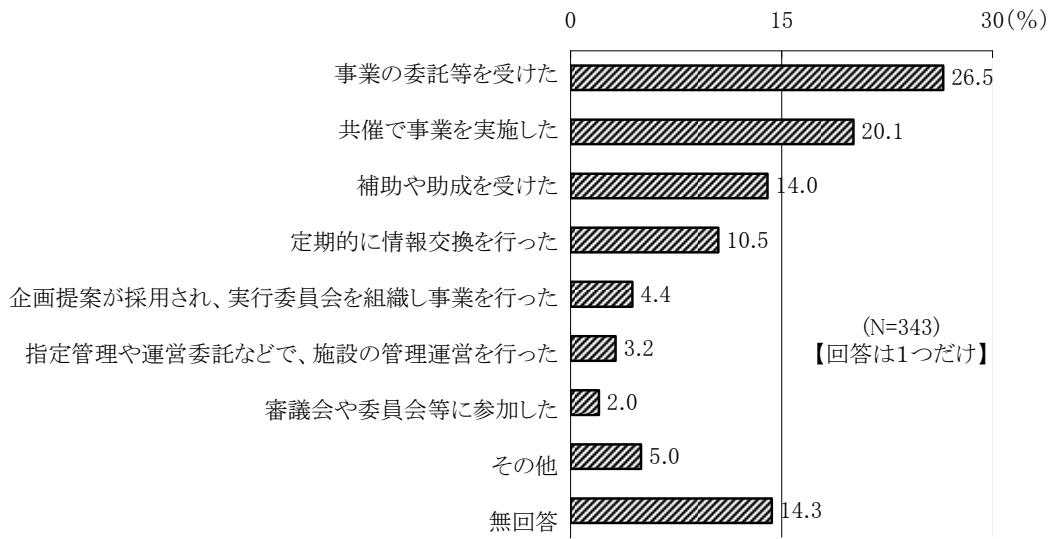
問 21. 貴団体では地域、行政、企業、大学等と一緒に取り組んでいる事業がありますか。次の中で、直近一年間に取り組んだ事例をすべて選び○をつけてください。また、選んだ事例ごとにその相手方として、あてはまるものをすべて選び○をつけてください。



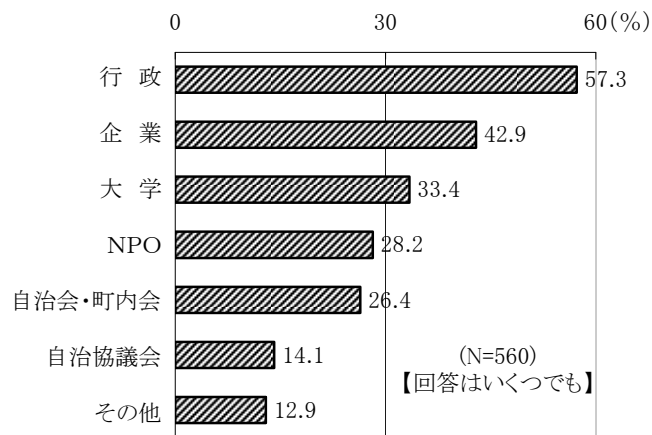


(問 21 で 1～8 の取り組みに 1 つでも ○ をつけた団体におたずねします)

付問 1. 直近 1 年間で取り組んだ項目のうち 主要な取り組みを 1 つ選び、番号を下の  
 内に記入し、その内容を差し支えない範囲で具体的に記入してください。

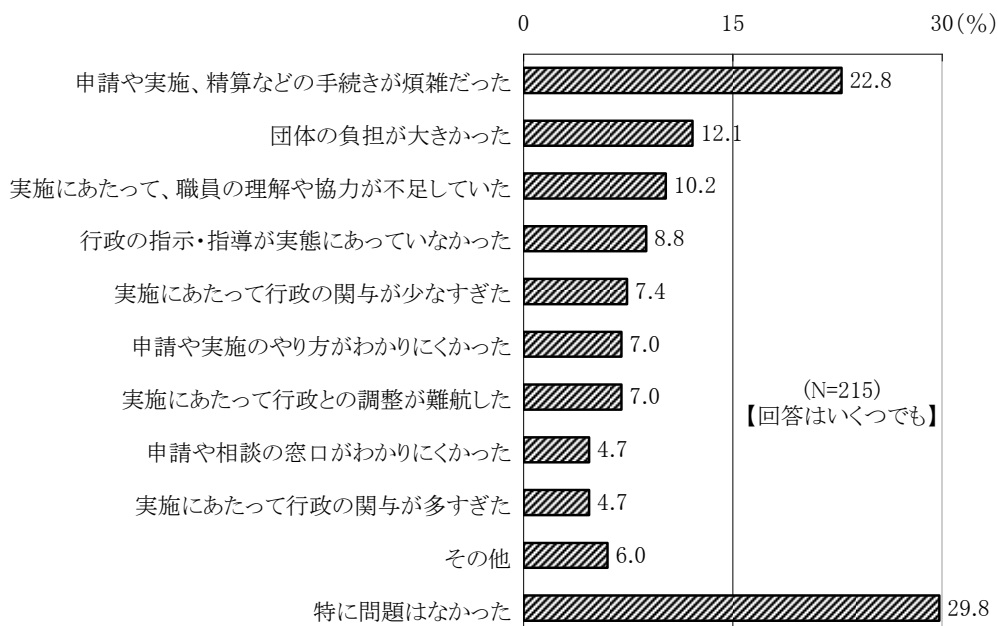


問 22. 貴団体が今後、一緒になって事業に取り組んでいきたい相手方はどこですか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



《行政と事業を実施したことがある団体におたずねします》

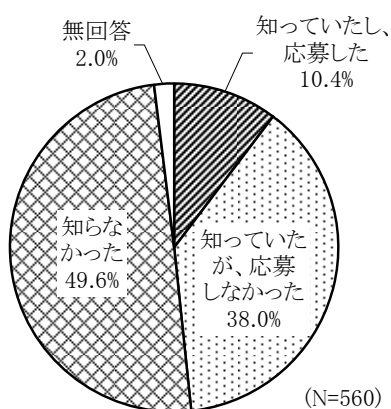
問 23. 行政と一緒に委託、補助、共催、後援名義申請などの事業を行う上で何か問題がありましたか。次の中からあてはまるものをすべて選び○を付けてください。



《すべての団体におたずねします》

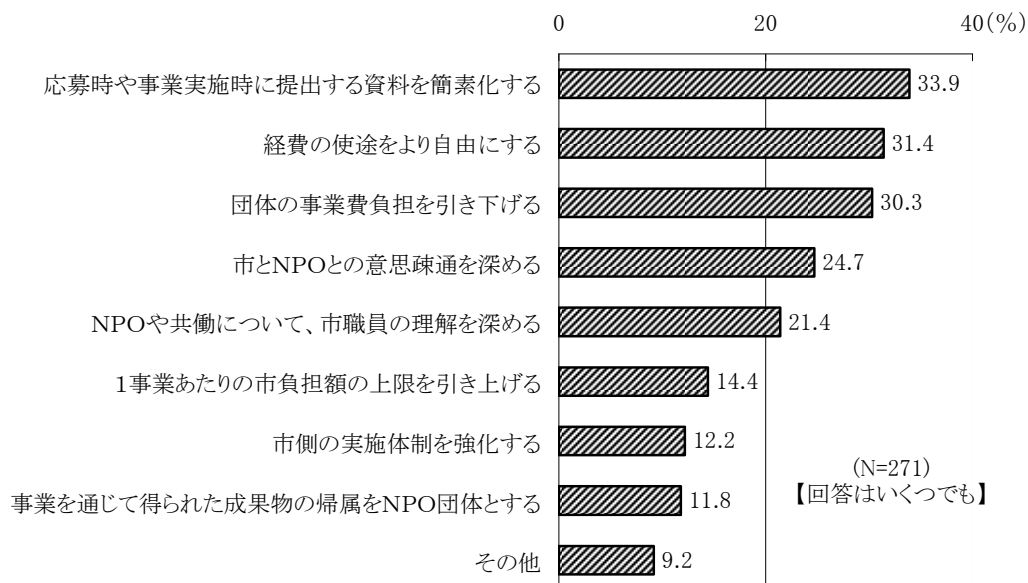
問 24. 市では、NPOからの事業提案に基づき採択された事業について、事業実施団体と市担当課で実行委員会を組織し、企画段階からNPOと市が対等な立場で意思疎通を図りながら事業に取り組む「福岡市共働事業提案制度」を実施しています。

貴団体は、この事業を知っていましたか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



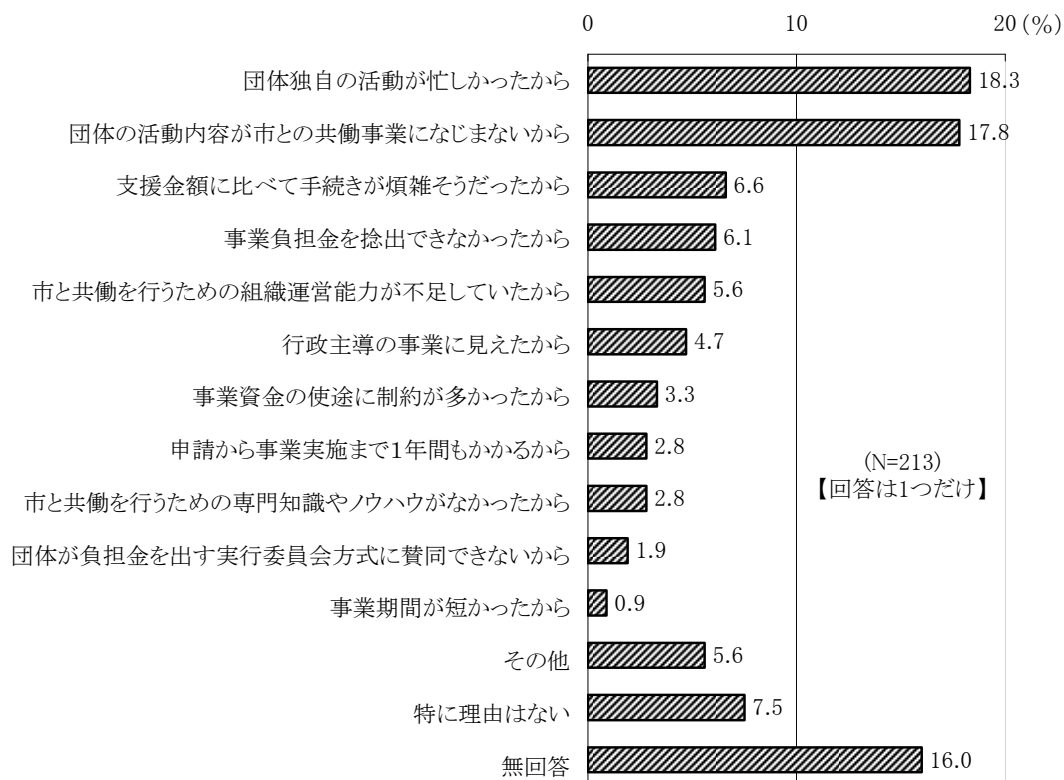
(問 24 で 1. または 2. と答えた団体におたずねします)

付問 1. 「福岡市共働事業提案制度」について、今後改善したほうがよい点としてどのようなことが考えられますか。次の中から あてはまるものをすべて選び○を付けてください。

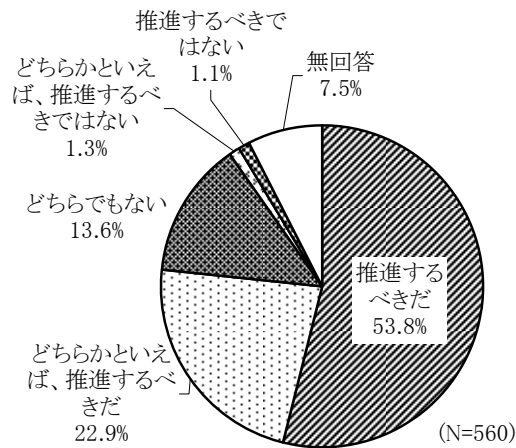


(問 24 で 2. と答えた団体におたずねします)

付問 2. 貴団体が「福岡市共働事業提案制度」に応募しなかった理由は何ですか。次の中から 最もあてはまるものを1つ選び○を付けてください。

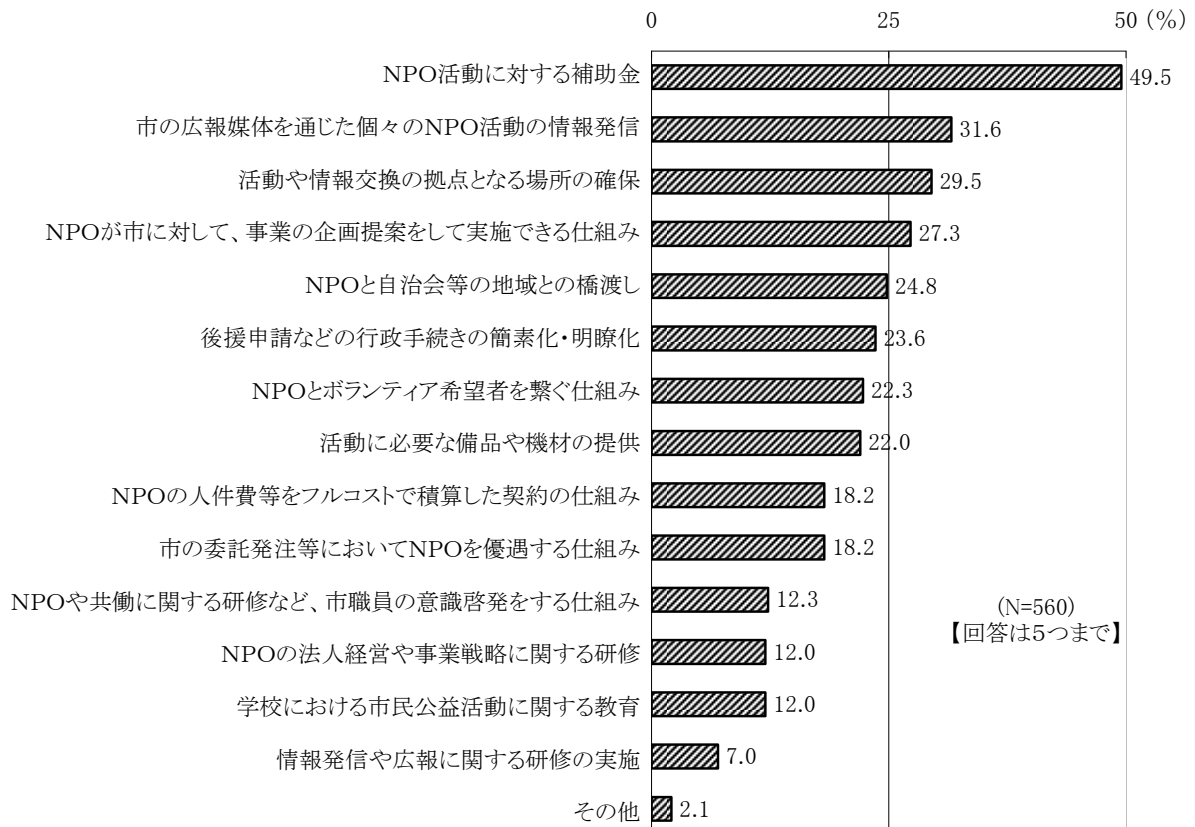


問 25. NPOが市に対して事業の企画を提案し、NPOと市と一緒に事業を実施する取組みを、今後も推進するべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを1つ選び○を付けてください。



## 行政への要望等について

問 26. 市民公益活動を推進していくために、市として、今後どのような施策が必要だと思いますか。次の中から特に必要と思うものを5つまで選び○を付けてください。



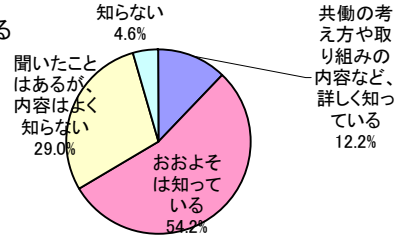
最後に、ご意見等がありましたら自由に記入してください。

< 調査の概要 >

- ・調査目的: 「NPO」や「コミュニティ」、「共働」に関する職員の意識の現状を把握すること。
- ・実施時期: 平成22年11月22日から平成22年12月7日まで
- ・実施方法: 全庁OA上で実施
- ・調査対象: 福岡市職員(全員)
- ・回答件数: 987件

問1 あなたは、本市が「共働」を推進していることを知っていますか。(共働: 市民、コミュニティ、NPO、企業、大学、行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、知恵や力をあわせ、共に汗して取り組み、行動すること)【1つ選択】

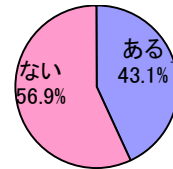
965人 (回答人数)	118人 54.2%	12.2%	1	共働の考え方や取り組みの内容など、詳しく知っている
523人	54.2%	2	おおよそは知っている	
280人	29.0%	3	聞いたことはあるが、内容はよく知らない	
44人	4.6%	4	知らない	



ボランティア活動について

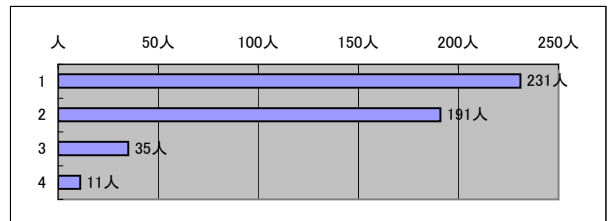
問2 あなたは、過去1年間に、NPO・ボランティアなどの市民公益活動(市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動。自治協議会、自治会・町内会などの自治組織の活動も含まれます。)に参加したことがありますか。【1つ選択】

968人 (回答人数)	417人 56.9%	43.1%	1	ある (→問3へお進みください)
551人	56.9%	2	ない (→問4へお進みください)	



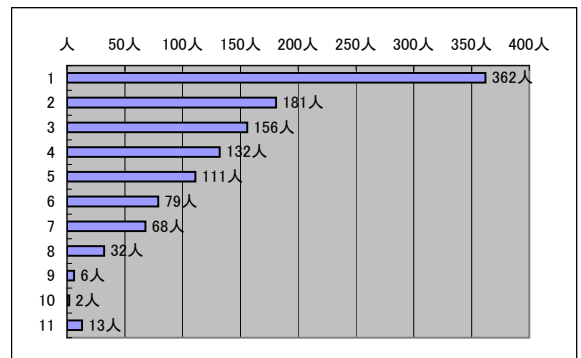
問3 (問2で「ある」を選択した方へ)どのような形態で参加しましたか。【すべて選択】→回答後問5へお進みください

417人 (回答人数)	231人 55.4%	1	会員や役員など組織の一員として参加した
191人	45.8%	2	上記以外のボランティアとして参加した
35人	8.4%	3	活動に賛同して寄付をした
11人	2.6%	4	その他( )



問4 (問2で「ない」を選択した方へ)活動に参加しなかった理由は何ですか。【すべて選択】

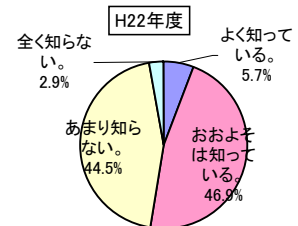
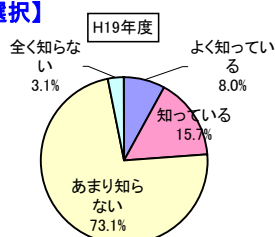
550人 (回答人数)	362人 65.8%	1	きっかけや機会がなかった
181人	32.9%	2	活動に関する情報がなかった
156人	28.4%	3	活動に参加する時間がなかった
132人	24.0%	4	身近に参加したいと思う活動がなかった
111人	20.2%	5	活動に関心がない
79人	14.4%	6	一緒に参加する仲間がいなかった
68人	12.4%	7	人間関係が面倒だから
32人	5.8%	8	健康上の理由
6人	1.1%	9	家庭など周囲(職場以外)の理解が得られなかった
2人	0.4%	10	職場の理解が得られなかった
13人	2.4%	11	その他( )



市とNPOとの共働について

問5 あなたは、NPOのことをどの程度知っていますか。【1つ選択】

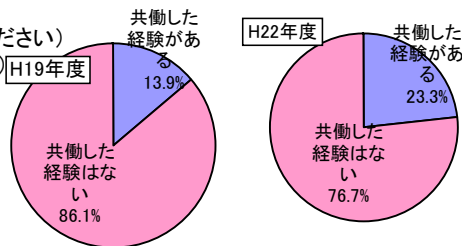
964人 (回答人数)	55人 5.7%	1	よく知っている。
452人	46.9%	2	おおよそは知っている。
429人	44.5%	3	あまり知らない。
28人	2.9%	4	全く知らない。



**問6** あなたは、これまで担当してきた業務でNPOと共働した経験はありますか。  
 (問6～問17までの共働は、例えばNPOへの事業委託、助成金・補助金、実行委員会・協議会、共催、後援等の共働の手法を全て含むものです。)**【1つ選択】**

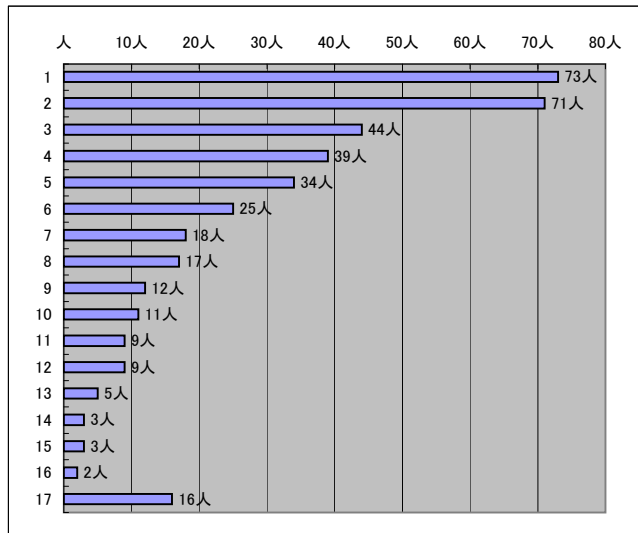
969人 226人 23.3% 1 共働した経験がある  
 (回答人数) 743人 76.7% 2 共働した経験はない

(→問7～問11へお進みください)  
 (→問12へお進みください)



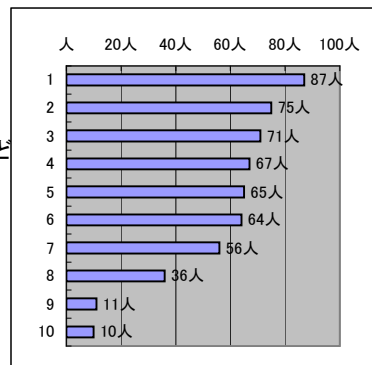
**問7** (問6で「共働した経験がある」を選択した方へ)NPOと共働した分野は何ですか。**【すべて選択】**

226人 73人 32.3% 1 まちづくりの推進  
 (回答人数) 71人 31.4% 2 環境の保全  
 44人 19.5% 3 子どもの健全育成  
 39人 17.3% 4 保健、医療又は福祉の増進  
 34人 15.0% 5 学術、文化、芸術又はスポーツの振興  
 25人 11.1% 6 地域安全  
 18人 8.0% 7 社会教育の推進  
 17人 7.5% 8 男女共同参画社会の形成の促進  
 12人 5.3% 9 人権の擁護又は平和の推進  
 11人 4.9% 10 経済活動の活性化  
 9人 4.0% 11 国際協力  
 9人 4.0% 12 災害救援  
 5人 2.2% 13 消費者の保護  
 3人 1.3% 14 情報化社会の発展  
 3人 1.3% 15 科学技術の振興  
 2人 0.9% 16 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援  
 16人 7.1% 17 その他( )



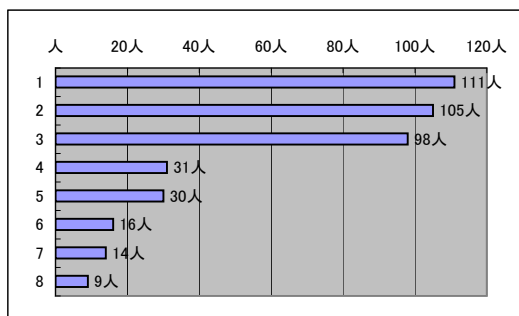
**問8** (問6で「共働した経験がある」を選択した方へ)NPOと共働した手法は何ですか。**【すべて選択】**

224人 87人 38.8% 1 NPOと共催で事業を実施した  
 (回答人数) 75人 33.5% 2 NPOに事業を委託した  
 71人 31.7% 3 NPOの事業に後援を行った  
 67人 29.9% 4 NPOと実行委員会・協議会等を組織して事業を実施した  
 65人 29.0% 5 NPOに助成金・補助金を交付した  
 64人 28.6% 6 NPOの事業の広報を支援した(市政だよりへの掲示やチラシの配架など)  
 56人 25.0% 7 NPOと市で、情報交換・情報提供を行い、事業に活用した  
 36人 16.1% 8 NPOに物的支援を行った(場所や備品の提供など)  
 11人 4.9% 9 NPOに施設の指定管理や運営を委託した  
 10人 4.5% 10 その他( )



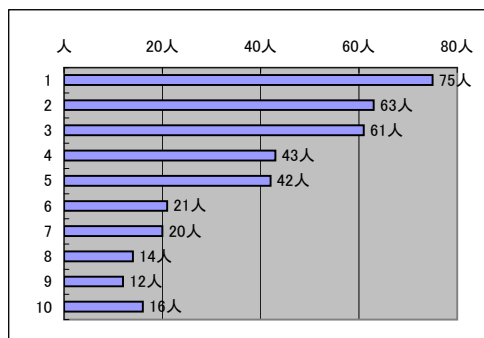
**問9** (問6で「共働した経験がある」を選択した方へ)NPOとの共働で、成果として感じたことは何ですか。**【すべて選択】**

222人 111人 50.0% 1 人脈が広がり、役に立った  
 (回答人数) 105人 47.3% 2 事業内容(サービス内容)の充実が図れた  
 98人 44.1% 3 NPOの活動の活性化につながった  
 31人 14.0% 4 経費の削減が図れた  
 30人 13.5% 5 市職員の業務負担が軽減された  
 16人 7.2% 6 成果として感じたことは特になかった  
 14人 6.3% 7 既存事業の見直しが図れた  
 9人 4.1% 8 その他( )



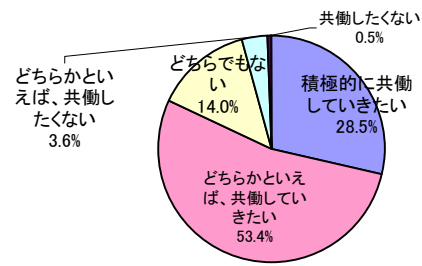
**問10** (問6で「共働した経験がある」を選択した方へ)NPOとの共働で、課題として感じたことは何ですか。**【すべて選択】**

221人 75人 33.9% 1 NPO側の運営力・組織力が不足していた  
 (回答人数) 63人 28.5% 2 NPOの行政への依存度が大きかった  
 61人 27.6% 3 不満に感じたことは特になかった  
 43人 19.5% 4 手間がかかり、面倒であった  
 42人 19.0% 5 NPOの責任の所在が不明確だった  
 21人 9.5% 6 事業が漫然と長期化していた  
 20人 9.0% 7 NPOに行政の仕組みや立場を理解してもらえなかった  
 14人 6.3% 8 事業内容(サービス内容)の向上につながらなかった  
 12人 5.4% 9 NPOの活動の活性化につながらなかった  
 16人 7.2% 10 その他( )



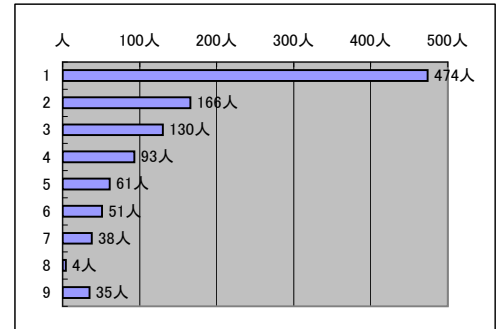
**問11 (問6で「共働した経験がある」を選択した方へ)あなたは、今後もNPOと共働していきたいと思えますか。【1つ選択】→回答後問13へお進みください**

221人	63人	28.5%	1	積極的に共働していきたい
(回答人数)	118人	53.4%	2	どちらかといえば、共働していきたい
	31人	14.0%	3	どちらでもない
	8人	3.6%	4	どちらかといえば、共働したくない
	1人	0.5%	5	共働したくない



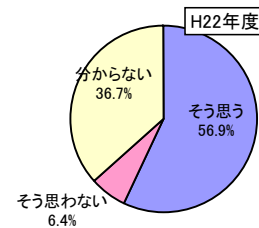
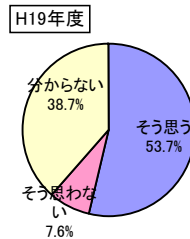
**問12 (問6で「共働した経験はない」を選択した方へ)NPOと共働しなかった理由は何ですか。【すべて選択】**

726人	474人	65.3%	1	共働に相応しい事業がなかったため
(回答人数)	166人	22.9%	2	共働の必要性を感じなかったため
	130人	17.9%	3	NPOのことがよくわからなかったため
	93人	12.8%	4	NPOとの共働の手法やプロセスが分からなかったため
	61人	8.4%	5	前例がなかったため
	51人	7.0%	6	信頼できるNPOの判断基準がなかったため
	38人	5.2%	7	課題解決に対応できる適当なNPOがいなかったため
	4人	0.6%	8	上司や職場の理解が得られなかったため
	35人	4.8%	9	その他( )



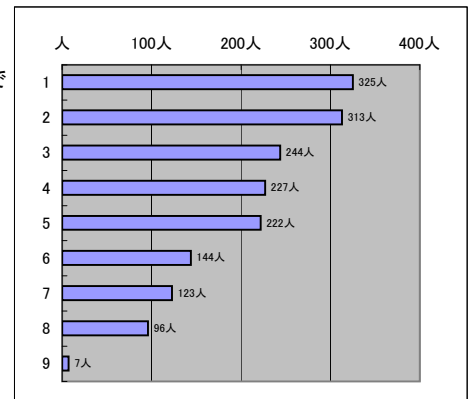
**問13 (すべての方におたずねします)これからの行政運営において、NPOとの共働を推進していく必要性があると思えますか。【1つ選択】**

958人	545人	56.9%	1	そう思う	(→問14、問15へお進みください)
(回答人数)	61人	6.4%	2	そう思わない	(→問16へお進みください)
	352人	36.7%	3	分からない	(→問17へお進みください)



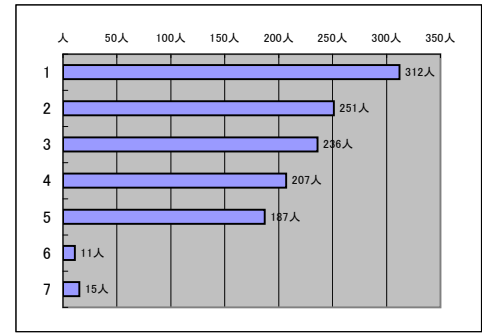
**問14 (問13で「そう思う」を選択した方へ)NPOとの共働を推進していく必要性があると思う理由は何ですか。【すべて選択】**

532人	325人	61.1%	1	行政だけでは対応できないので
(回答人数)	313人	58.8%	2	行政が一方向的に市民サービスを提供する時代ではないため
	244人	45.9%	3	新たな課題の発見など、公共サービスの転換が期待できるので
	227人	42.7%	4	きめ細やかな市民サービスの提供が期待できるので
	222人	41.7%	5	市民の社会参画につながるので
	144人	27.1%	6	行政の財政負担の軽減につながるので
	123人	23.1%	7	行政の既存事業の見直しが進むので
	96人	18.0%	8	NPOの活動の支援につながるので
	7人	1.3%	9	その他( )



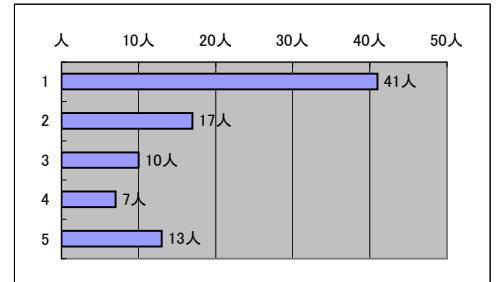
**問15 (問13で「そう思う」を選択した方へ)NPOと行政の共働を、より進めるために、NPOに期待することは何ですか。【すべて選択】→回答後問17へお進みください**

532人	312人	58.6%	1	専門知識やノウハウの蓄積など、専門性の向上
(回答人数)	251人	47.2%	2	組織体制、財政基盤の強化
	236人	44.4%	3	事務処理能力、企画力などの向上
	207人	38.9%	4	組織体制、団体運営、活動に関する情報公開の充実
	187人	35.2%	5	市の組織や仕組みについての理解
	11人	2.1%	6	特になし
	15人	2.8%	7	その他( )



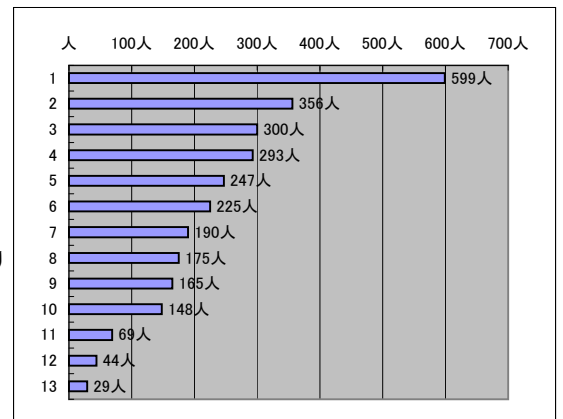
**問16 (問13で「そう思わない」を選択した方へ)NPOとの共働を推進していく必要性がないと思う理由は何ですか。【すべて選択】**

57人	41人	71.9%	1	NPOの実態、実力が分からず信頼性に欠ける
(回答人数)	17人	29.8%	2	事務処理が煩雑となる
	10人	17.5%	3	行政だけで対応できる
	7人	12.3%	4	市民の理解が得にくい
	13人	22.8%	5	その他( )



**問17 (すべての方におたずねします)NPOとの共働を推進していくために、市として取り組むべきだと思うことは何ですか。【すべて選択】**

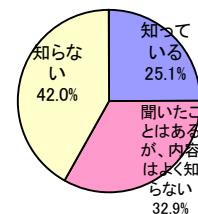
945人	599人	63.4%	1	NPOの実態や情報が分かる仕組みづくり
(回答人数)	356人	37.7%	2	共働事例情報の共有
	300人	31.7%	3	NPOを客観的に評価する指標の提示
	293人	31.0%	4	共働の指針、ガイドライン、マニュアル等の整備
	247人	26.1%	5	NPOの育成・強化
	225人	23.8%	6	共働について相談できるアドバイザーを庁内に配置
	190人	20.1%	7	職員とNPOとの意見交換会の開催
	175人	18.5%	8	職員研修の実施
	165人	17.5%	9	共働に要する人員配置
	148人	15.7%	10	共働に取り組む職員のやる気を喚起する仕組みづくり
	69人	7.3%	11	全局毎に共働相談窓口を設置
	44人	4.7%	12	特になし
	29人	3.1%	13	その他( )



**共働事業提案制度について**

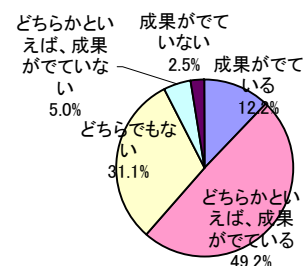
**問18** あなたは、共働事業提案制度を知っていますか。(本市ではNPOからの事業提案に基づき採択された事業について、事業実施団体と市担当課で実行委員会を組織し、企画段階からNPOと市が対等な立場で意思疎通を図りながら事業に取り組む「福岡市共働事業提案制度」を実施しています。)[1つ選択]

961人	241人	25.1%	1	知っている	(→問19へお進みください)
(回答人数)	316人	32.9%	2	聞いたことはあるが、内容はよく知らない	(→問20へお進みください)
	404人	42.0%	3	知らない	(→問20へお進みください)



**問19 (問18で「知っている」を選択した方へ) 共働事業提案制度は成果をあげていると思いますか？[1つ選択]**

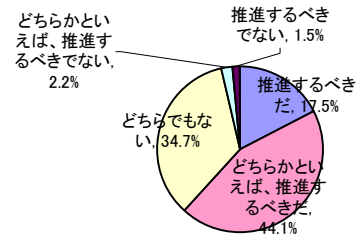
238人	29人	12.2%	1	成果がでている
(回答人数)	117人	49.2%	2	どちらかといえば、成果がでている
	74人	31.1%	3	どちらでもない
	12人	5.0%	4	どちらかといえば、成果がでていない
	6人	2.5%	5	成果がでていない





**問20 (すべての方におたずねします) 今後も共働事業提案制度を推進するべきだと思いますか？【1つ選択】**

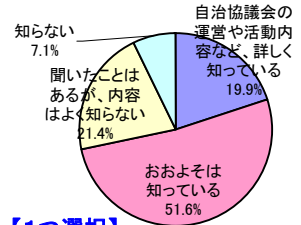
952人	167人	17.5%	1	推進するべきだ
(回答人数)	420人	44.1%	2	どちらかといえば、推進するべきだ
	330人	34.7%	3	どちらでもない
	21人	2.2%	4	どちらかといえば、推進するべきでない
	14人	1.5%	5	推進するべきでない



**本市のコミュニティ施策、職場外での地域活動への参加経験について**

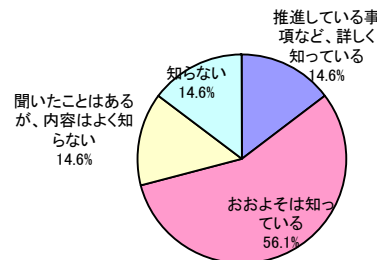
**問21 あなたは「自治協議会制度」について知っていますか。【1つ選択】**

959人	191人	19.9%	1	自治協議会の運営や活動内容など、詳しく知っている
(回答人数)	495人	51.6%	2	おおよそは知っている
	205人	21.4%	3	聞いたことはあるが、内容はよく知らない
	68人	7.1%	4	知らない



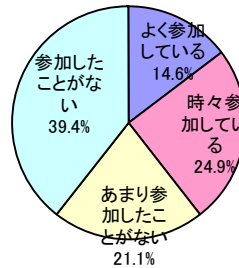
**問22 あなたは、本市が「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」を設置していることを知っていますか。【1つ選択】**

567人	83人	14.6%	1	推進している事項など、詳しく知っている
(回答人数)	318人	56.1%	2	おおよそは知っている
	83人	14.6%	3	聞いたことはあるが、内容はよく知らない
	83人	14.6%	4	知らない



**問23 あなたは、過去2年間において、お住まいの地域で、住民が主体となって行っている活動(地域活動)に参加したことがありますか。【1つ選択】**

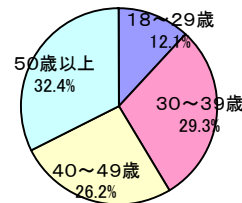
957人	140人	14.6%	1	よく参加している
(回答人数)	238人	24.9%	2	時々参加している
	202人	21.1%	3	あまり参加したことがない
	377人	39.4%	4	参加したことがない



**ご自身について**

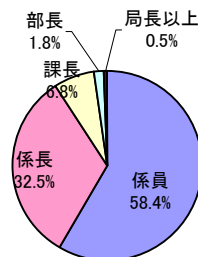
**問24 あなたの年齢を教えてください。【1つ選択】**

962人	116人	12.1%	1	18～29歳
(回答人数)	282人	29.3%	2	30～39歳
	252人	26.2%	3	40～49歳
	312人	32.4%	4	50歳以上



**問25 あなたの役職を教えてください。【1つ選択】**

959人	560人	58.4%	1	係員
(回答人数)	312人	32.5%	2	係長
	65人	6.8%	3	課長
	17人	1.8%	4	部長
	5人	0.5%	5	局長以上



## ■「コミュニティに関する取り組み」の概要及び進行管理について

### 1 これまでの経緯

- 福岡市は、平成16年度から、「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を実施し、住民自治及びコミュニティと市の共働によるまちづくりを推進している。これらの施策の成果・課題を検証するとともに、今後の施策のあり方を検討するため、市は、平成18年10月に「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」を設置した。
- 平成20年10月、同検討会より市長に最終提言が行われ、「コミュニティにおいて自治が行われている」「コミュニティと市が共働している」の2つの「目指す姿」が示された。また、「これらの姿が実現されるよう、平成16年度に開始した施策を今後もしっかりと継続するとともに、十分な成果が得られず課題が残されている部分について施策の充実をはかり、コミュニティと連携しながら、さらに着実に取り組みを行っていくことが必要」との考え方を基本に、今後の取り組みの方向が提言された。
- この提言及びコミュニティからの意見を踏まえ、市は、平成21年度から、「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向けた取り組みを開始した。

### 2 取り組みの概要

「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」(目的Ⅰ・Ⅱ)を実現するため、次の方向(目標Ⅰ-1～Ⅱ-3)で取り組みを行っている。

#### 目的Ⅰ：コミュニティの自治の確立

##### 【目標Ⅰ-1】自治の環境づくり

取り組みの方向：コミュニティの自治に向けた環境をつくるため、自治に関する市民の理解促進、コミュニティ活動への参加促進に取り組む

##### 【目標Ⅰ-2】自治の基盤づくり

取り組みの方向：校区のまちづくりを担う自治協議会、自治の基礎となる自治会・町内会の活性化・組織強化に向け、コミュニティとともに取り組む

#### 目的Ⅱ：コミュニティと市の共働

##### 【目標Ⅱ-1】コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立

取り組みの方向：コミュニティと市の対等なパートナー関係を築くため、市役所を挙げて、職員の意識改革に取り組む

##### 【目標Ⅱ-2】コミュニティの自治を尊重した施策の推進

取り組みの方向：コミュニティが自治のもとで主体的にまちづくりに取り組めるよう、市が各分野で行っている施策の進め方を見直す

##### 【目標Ⅱ-3】コミュニティと市の連携の強化

取り組みの方向：コミュニティと市の連携強化に向け、「コミュニティの総合窓口」の機能の充実、校区担当職員や公民館による支援の充実を図る

### 3 取り組みの進行管理

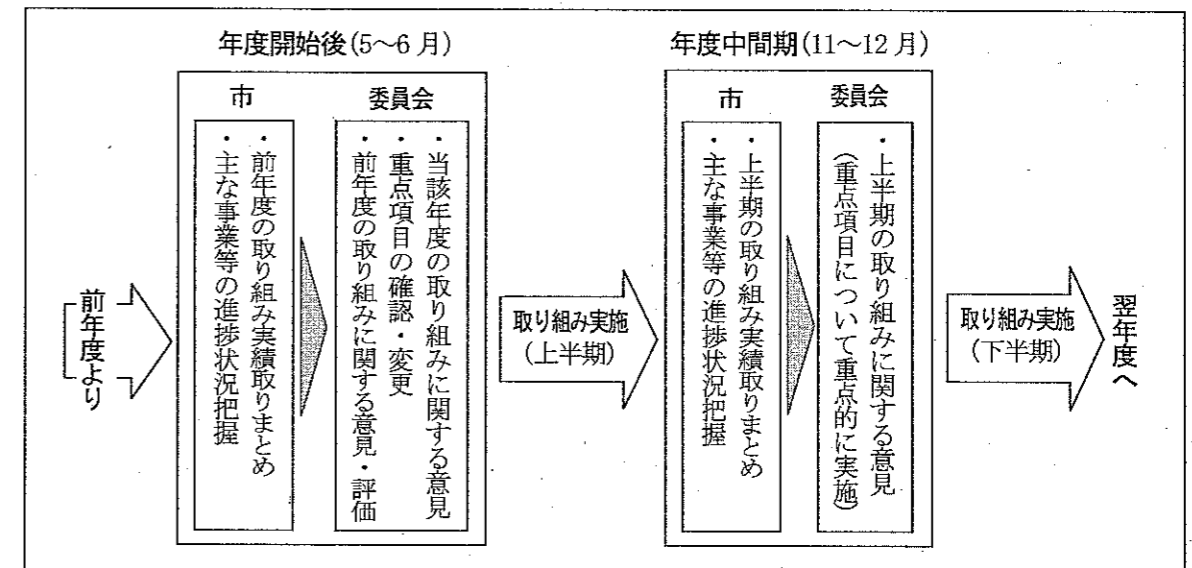
#### (1)「福岡市コミュニティ施策推進委員会による進捗状況の確認・評価

「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向けた取り組みを着実に推進するため、「福岡市コミュニティ施策推進委員会」(自治協議会会長、学識経験者、地域活動実践者等で構成)を設置し、定期的に進捗状況の確認・評価を実施している。

#### (2) 進行管理の流れ

各年度開始後(5～6月)及び中間期(11～12月)に、

- ① 市において、目標ごとに「主な事業等」の進捗状況、取り組みの実績を取りまとめ、
- ② 委員会において評価等(意見の提示・評価、中間期は意見の提示のみ)を実施する。(下図参照)



#### ※ 参考：「福岡市コミュニティ施策推進委員会」開催実績

##### ＜平成21年度＞

- 4月 「コミュニティの自治の確立」「共働」に向けた取り組みを開始
- 8月 「福岡市コミュニティ施策推進委員会」を設置
- 第1回会議(進行管理項目等の決定、取り組み状況に関する意見交換)
- 12月 第2回会議(21年度上半期の取り組み状況の確認)

##### ＜平成22年度＞

- 6月 第1回会議(21年度の取り組み状況の評価)
- 11月 第2回会議(22年度上半期の取り組み状況の確認)

## 共働の推進の現状・課題・解決の方向性

## 現 状

## 共働事業提案制度について

## (制度概要)

- NPOからの事業提案に基づき採択された事業について、翌年度、事業実施団体と市担当課で実行委員会を組織し、企画段階からNPOと市が事業に関与。
- 経費負担割合、事務役割分担等を定めた共働協定書を締結。

## (制度の目的)

- きめ細かな市民サービスの提供
- 効果的・効率的な地域課題の解決
- 都市活力の向上

## (応募資格)

- NPO法人又は10人以上の任意団体。

## (事業実施時期)

- 事業は事業提案の翌年度実施。

## (経費等)

- NPOの負担は総事業費の5分の1以上、市の負担は総事業費の5分の4以内。また、備品等財産の取得は認めていない。
- 採択された事業は、NPOと市の共働で実施するが、市職員の人件費等は認めていない。

## (事業収入)

- 共働事業実施により収入が生じた場合は、NPOと市の経費負担割合に応じて年度末に精算する。

## (成果物の帰属)

- 事業の実施によって得られた成果物については、両者に帰属するものとしている。

## (審査・評価)

- 外部有識者や市職員らで構成する第三者委員会において審査・評価。

## (事業の継続)

- 原則として単年度実施。

## 論 点 ・ 課 題

## (制度概要)

- 新規事業の提案とともに、既存事業を共働化する提案も求める必要があるのではないか？
- 提案事業の内容に相応しい共働手法を選択できるようにする必要はないか？(実行委員会形式のほか、広報支援、場所の提供、提案公募型委託等の提案も認める必要はないか)
- 実行委員会形式で事業を実施するかたちでよいのか？
- 共働協定書の内容は適切か？

## (制度の目的)

- 制度の目的は十分達成されているか？
- 新しい制度の目的をどこに設定するか？

## (応募資格)

- 応募資格はNPO法人又は任意団体でよいのか？公益認定法人などの扱いをどうするか？

## (事業実施時期)

- 実施は提案の翌年度だが妥当か？時期を逸していないか？

## (経費等)

- 提案団体に費用負担を求めることは適切か？団体の費用負担の水準は適切か？
- 備品購入、システム構築等の経費計上と財産取得を認める必要はないか？
- 採択事業の実施に際し、人件費や人員を措置するなど、行政側の共働体制も整備する必要はないか？

## (事業収入)

- 共働事業から生じた収入は費用負担割合に応じた精算でよいのか？NPOの営業努力を引き出す仕組みになっているか？

## (成果物の帰属)

- 共働事業によって得られた成果物について、両者の共有としておいてよいのか？

## (審査・評価)

- 事業の選考期間は適切か？
- 審査・評価に市民参加の視点を取り入れる必要はないか？

## (事業の継続)

- 事業継続を可能とした制度とする必要はないか？
- 複数年型事業の提案を可能とした制度とする必要はないか？

## (その他)

- 共働事業を通じてNPOのエンパワメントは実現しているか？NPOが継続性を持って活動できるよう、更なるエンパワメント施策が必要ではないか？
- 共働事業提案制度は市民やNPOに浸透しているか？また制度は市民性の醸成に寄与しているか？

## 解決の方向性(議論のたたき台)

現行の制度全体の検証を踏まえつつ、以下の事項について検討するとともに、この制度を通じて、共働のまちづくりについての今後の展望を検討する。

## (制度概要)

- 市担当課の自主性、主体性をより発揮し易い仕組みについて検討
- NPOが提案し易い方策について検討
- 市とNPOとの共働協定の内容について検討

## (制度の目的)

- 地域課題の発見と効果的・効率的な解決
- 都市活力の向上

## (応募資格)

- 応募資格について検討

## (事業実施時期)

- 提案・採択の翌年度実施
- 当該年度実施事業に係る提案募集について検討

## (経費等)

- 提案団体の費用負担について検討
- システム構築費、事務所使用料、人件費等の経費の取扱いについて検討

## (事業収入)

- 共働事業から生じた収入や、事業に対する寄附についての取扱いについて検討

## (成果物の帰属)

- 共働事業によって得られた成果物の取扱いについて検討

## (提案・審査・評価)

- 提案・審査・評価に関する主体や簡素化について検討
- 事業実施から事業終了後の方向性までを明示した提案企画書について検討
- 市担当課の意向を明示し易い審査の在り方について検討
- 応募の手引について検討
- 振り返り会議の方法について検討
- 事業の成果を効果的に伝える方策について検討

## (事業の継続)

- 各々の事業が発展的な展開をできるような制度設計について検討

現 状

その他の多様な共働について

(後援名義)

●後援名義の基準の有無や手続き等が部局毎に異なる

(委託)

●福岡市契約登録業者として登録されたNPOは2件

(補助)

●事業に対する補助はあるが、資金の用途についての制約が多く、人件費、管理費、備品の購入、ハード整備への補助がない。

(物的支援)

(広報支援)

●紙面に限りがあるが、市の主催事業、後援事業については、市政だよりで掲載が可能。

●市関連施設毎に、チラシ設置基準を設け、チラシ配布を可能としている。

(その他)

論 点 ・ 課 題

(後援名義)

●審査基準や手続きを整備する必要はないか？

(委託)

●NPO法人の業者登録件数は適切か？

●NPO法人のエンパワメントの観点から、NPO法人に対する業務委託の件数・総額は妥当な水準か(同規模の他都市と比較してどうか)？

●委託に係る経費積算は適切になされているか？(NPO法人のエンパワメントに寄与しているか)

(補助)

●事業内容や団体のニーズに応じて、補助対象を拡大する必要はないか？

●補助事業の選定過程に市民参加の要素は加味されているか？

●金銭補助は、社会課題の効果的解決やNPO法人のエンパワメントに寄与しているか？

●補助金の成果を市民に示しているか？

(物的支援)

(広報支援)

●市関連施設のチラシ設置可能施設や設置基準を一覧でまとめ、NPO法人の便宜を図る必要はないか？

(その他)

解決の方向性(議論のたたき台)

(その他の多様な共働について)

●後援名義、委託、補助、物的支援、広報支援等、その他の共働について、手続きや方法を明確に示す方法について検討

●各局が実施する補助、委託、広報支援、名義後援等について、情報提供の方策について検討

●共働に取り組む市担当課をサポートする体制について検討

●企業など多様な主体とNPOを結び付ける方策について検討

現 状

論 点 ・ 課 題

解決の方向性(議論のたたき台)

行政内部における共働体制の整備について

(制度の整備・構築)

●共働を具体的に規定した条例、指針、ガイドライン、マニュアル等の整備がなされていない。

(職員の意識啓発・育成)

●職員に共働についての理解が浸透していない。

市職員の共働の経験 (H19福岡市職員)	
経験がある	13.9%
経験はない	86.1%

(庁内組織の体制)

●各部局に共働推進のための担当者がいない。また、庁内横断的な推進組織が設置されていない。  
●共働事業を実施する際、相当の業務量が増える一方、増えた業務量に対応する人員が配置されていない。  
※H19年度福岡市職員調査によると、「NPOとの共働がなかった理由」として、「本来業務が多忙のため」との意見があった。また、「福岡市がNPOと行政との共働が進んでいないと思う理由」として、「職場での対応ができていない」「一部の者だけであり、職員への積極参加に対する組織の支援体制が十分ではない」との意見があった。

(制度の整備・構築)

●共働の定義、意義、手続等が不明瞭であるため、整備が必要ではないか？

(職員の意識啓発・育成)

●共働についての理解を深める仕組みづくりが必要ではないか？身近に共働事例がないため、共働事例集は必要ないか？

(庁内組織の体制)

●各部局に共働担当窓口の設置が必要ではないか？  
●庁内横断的な推進組織が必要ではないか？  
●新規の共働事業が採択された際、増えた業務量に対応する人的措置は必要ないか？

(制度の整備・構築)

●後援名義、委託、補助、物的支援、広報支援等を含めた共働について、手続きや方法を明確に示す方法について検討

(職員の意識啓発・育成)

●市民、NPO、市職員が参加する「共働カフェ」について検討  
●共働事例の収集、共有について検討  
●NPOの実態や活動状況等を理解し易い仕組みについて検討

(庁内組織の体制)

●共働に取り組む市担当課をサポートする体制について検討



## NPO活動の促進の現状・課題・解決の方向性

### 現状

### 論点・課題

### 解決の方向性(議論のたたき台)

#### NPOの人材について

##### (職員・スタッフ)

- NPOの7割近くが、10人未満のスタッフで運営されており、また6割のNPOでは常勤スタッフがいない状況にある(内閣府調査)。
- NPOの正規職員で7割強、非正規職員で8割強が女性。無償ボランティアだと男女同比例(労働政策研究・研修機構調査)
- スタッフの年齢別構成では、40歳未満が2割を下回り、40歳～59歳が5割を超える。また有償ボランティアは60歳以上が一番多く、55%程度(同調査)。
- NPO活動をしている者のうち、有給職員の占める割合は25%程度。また平均給与は、正規職員で200万円程度であり、非正規職員で80万円程度(同調査)。
- 若年有給従事者の平均給与は、専従職の場合、年収100～200万円(33.7%)又は200～300万円未満(32.7%)が多い(第一生命経済研究所調査)

##### (専門人材)

- 広報、財務、法務、労務等の能力を有するスタッフが少ない。

##### (市民参加の数)

- 福岡市では8割近くが市民公益活動を必要だと思っているが、過去5年間市民公益活動に参加したことがある者の割合は3割にとどまる(福岡市調査)。

スタッフ合計数 (H20内閣府)	
0人	17.3%
1人以上5人未満	32.5%
5人以上10人未満	17.4%
10人以上20人未満	15.4%
20人以上50人未満	8.4%
50人以上	1.4%
無回答	7.5%

常勤スタッフ数 (H20内閣府)	
0人	60.4%
1人以上5人未満	23.9%
5人以上10人未満	4.4%
10人以上20人未満	2.7%
20人以上50人未満	1.0%
50人以上	0%
無回答	7.5%

市民公益活動は必要だと思うか (H18福岡市)	
必要である	46.6%
どちらかといえば必要である	32.2%
どちらかといえば必要ない	2.7%
必要ない	1.8%
わからない	14.1%
無回答	2.7%

過去5年間、市民公益活動に参加したことがあるか(H18福岡市)	
参加したことがある・現在参加している	29.7%
全く参加したことがない	67.3%
無回答	3.0%

##### (職員・スタッフ)

- NPO活動を担うスタッフ数は不足しているか？NPO活動の担い手確保のための施策は必要か？
- NPOは雇用の受け皿となっているか？NPOの雇用能力を上げるための施策は必要か？

##### (専門人材)

- 広報、財務、法務、労務等の知見あるスタッフは不足しているか？専門人材の確保・育成のための施策は必要か？

##### (市民参加の数)

- NPOは市民の公益活動(ボランティア活動)の受け皿となっているか？(市民性の醸成に寄与しているか)
- 市民の社会参加意識と公益活動を結び付ける仕組みが必要ではないか？

##### (人材について)

- NPO活動の周知・広報による支援方策について検討
- ボランティア・インターンシップ事業について検討
- 仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みについて検討
- 若年期における体験と意識啓発を促す方策について検討

現 状

NPOのモノ・場所について

(モノ)

●4割以上のNPOが「活動に必要な備品や器材の提供」を求めている(内閣府調査)。

(活動拠点)

●福岡市内のNPOのうち、6割弱の団体が自宅や勤務先を事務所としている(自宅や勤務先以外に事務所を有する団体は3割超)(福岡市調査)。

(活動場所)

●5割以上のNPOが「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」を必要としている(内閣府調査)。

論 点 ・ 課 題

(モノ)

●「提供したい」という市民や企業と、「譲ってほしい」という団体とを結びつける仕組みは必要か？

(活動拠点)

●活動拠点となる場所の提供を行う必要はあるか？

(活動場所)

●福岡市NPO・ボランティア交流センターに加えて、活動場所の確保と提供を行う必要はあるか？

●福岡市NPO・ボランティア交流センターに加えて、NPOが活動情報を提供できる場所を確保・提供する必要はあるか？

解決の方向性(議論のたたき台)

(モノ・場所について)

NPO・ボランティア交流センターを活用した支援方策について検討



現状

論点・課題

解決の方向性(議論のたたき台)

NPOの資金について

(資金不足)

- 福岡市のNPOは、年間予算規模100万円未満の団体が5割超であり、事業規模の小さい団体が多い(福岡市調査)。
- NPOが行政に求める支援策としては、「活動に対する資金補助」が7割強と最も多い(内閣府調査)。

(寄付・会費収入)

- 年間収入に占める寄付収入、会費収入は、それぞれ約6%と少ない(内閣府調査)。
- NPO法人の約4割は、市民や企業から寄附や寄贈を増やすための取り組みを行っていない(内閣府調査)。

(補助金収入)

- 年間収入に占める補助金収入は3割弱(内閣府調査)。

(事業収入)

- 年間収入に占める事業収入は6割弱(内閣府調査)。

(福岡市NPO活動支援基金)

- 寄付受入額は、6年間で960万円程度(うち民都拠出金500万円)であり、これを原資とした補助実施額は、740万円程度(平成21年度末現在))

年間予算規模(H20年度あすみん)	
10万円未満	24%
10万円～100万円未満	34%
100万円～500万円未満	20%
500万円～1000万円未満	9%
1000万円以上	14%

収入の総額(H20内閣府)	
10万円未満	22.1%
10～30万円未満	13.3%
30～50万円未満	6.8%
50～100万円未満	7.0%
100～200万円未満	5.2%
200～500万円未満	5.4%
500～1000万円未満	3.8%
1000～2000万円未満	3.6%
2000～5000万円未満	3.0%
5000万～1億円未満	1.0%
1～2億円未満	0.3%
2億円以上	0.0%
無回答	28.3%

収入の内訳(H20内閣府)	
事業収入	55.2%
補助金	28.2%
寄付金	5.9%
会費	5.7%
利子収入	0.2%
家賃収入	0.1%
賃貸料	0.1%
配当収入	0.0%
地代収入	0.0%
その他	4.6%

(資金不足)

- NPOの事業規模は適正規模か(活動内容に照らして必要十分な事業資金を獲得できているか)?

(寄付・会費収入)

- 寄付・会費収入の額、収入割合は適正規模か?
- NPOが寄付や会員を増やし易い環境をつくるためには、どのような施策が必要か?

(補助金収入)

- 補助金収入額、補助金収入割合は適正規模か?

(事業収入)

- 事業収入額、事業収入割合は適正規模か?

(福岡市NPO活動支援基金)

- 基金制度は市民から十分認知されているか?
- 個人からの寄付は十分か?
- 企業や法人からの寄付は十分か?
- 寄付者のリピーターは獲得できているか(寄付者IRは徹底されているか)?
- 審査の過程に市民参加の要素は加味されているか?
- 補助によってNPO法人のエンパワメントにつながっているか(資格要件、補助率、補助上限回数などは適切か)?
- 単年度補助や事業費補助で、NPOの継続的活動に対して十分な支援ができているか?
- 支援希望付き寄付を獲得するNPOの努力を評価し推奨する仕組みになっているか?
- 基金制度は市民性の醸成に寄与しているか(市民の社会参加意識と公益活動を結び付ける役割を十分果たしているか)?

(資金について)

- NPO活動の周知・広報による支援方策について検討
- NPO活動支援基金の活用について検討
- 共働事業提案制度の活用について検討
- 国の動向を踏まえ、市民公益税制に関連した検討と情報提供

(福岡市NPO活動支援基金)

- 基金制度に係る周知・広報の方策について検討
- 寄附者に、寄附金の使途や成果等の情報を、分かりやすく提供する方策について検討
- 支援者を得易い方策について検討
- 補助資格要件、補助率、補助上限回数などについて検討(希望付き寄附の場合を除く)
- 団体補助について検討(希望付き寄附の場合)

**NPOの情報・ネットワーク・信頼について**

**(情報公開)**

- 約4分の3のNPO法人が情報公開を重要と考えており、ほとんどの法人が法律で義務付けられた書類を公開。約4割の法人は法律上義務付けのない書類についても公開(内閣府調査)。
- 世論調査では、6割の国民が現在入手できるNPOに関する情報量は不十分と回答。十分と答えたのは1割未満(内閣府調査)。
- 世論調査では、NPOの活動が活発になるために行政が行うべき施策は何かの問に対し、「NPOに関する情報提供の充実」が約5割と最も多い(内閣府調査)

**(情報・ネットワーク)**

- 団体相互、地域、行政、企業、大学等とのネットワークの不足。

**(信頼)**

- 世論調査では、NPO法人に信頼できる印象があるかの問に対し、「信頼できる」とした者の割合は約3割(内閣府調査)

重要だと思うNPOの情報 (H17内閣府世論)	
活動の目的	57.3%
これまでの活動成果	34.8%
今後の活動予定	25.9%
活動の規模	19.9%
社会一般の評価	19.5%
収支や資産残高などの財務状況	10.7%
役員、従業員への報酬、給与	6.9%
役員、会員、スタッフの名簿	5.5%
NPOに寄附した者の名簿	2.1%
その他	0.5%
特になし	13.2%
わからない	10.7%

NPO法人の情報開示の方法 (H17内閣府)	
何らかの方法で公開	93.7%
事務所内の閲覧	66.8%
事務所内の閲覧以外の方法で公開	47.1%
内訳	
ホームページ	23.1%
広報誌	18.5%
中間支援組織の広報媒体	13.3%
新聞	0.8%
その他	4.2%
無回答	

公開している情報(H17内閣府)	
法で義務付けされた書類	95.4%
法の義務付けのない書類	41.3%
内訳	
社員全員の名簿	23.6%
寄附の受け入れ状況	19.0%
寄附を充当した事業の内容	13.3%
役員の報酬、従業員の給与に関する規定又は支給状況	12.7%
主な取引先と取引状況	6.6%
その他	4.1%
無回答	1.6%

悪用事例への対策(H17内閣府世論)	
悪用事例が発生しないように行政が審査・監督を厳しくすべき	61.5%
悪用事例が発生した時点で、行政が速やかに対処すべき	40.4%
NPO法人の情報公開を徹底し、市民がNPO法人を十分チェックできるようにすべき	35.2%
NPO法人の役員に対する責任を重くすることで悪用を抑制すべき	21.6%
その他	0.4%
簡易な手続きである以上やむを得ない	2.7%
わからない	11.2%

**論点・課題**

**(情報公開)**

- NPOの情報公開や情報発信は十分行われているか？NPO法人の情報公開や情報発信を支援する施策は必要か？

**(情報・ネットワーク)**

- NPOがより良く活動するために、行政が提供できる情報はるか？
- 多様な団体が集積するメリットを活かしているか？
- 団体相互間、地域、行政、企業、大学との連携づくり、ネットワークづくりの仕組みは必要ないか。

**(信頼)**

- NPOは市民に認知され応援された存在となっているか？
- 市民がNPOを評価する際の指標はあるか？何らかのものさしが必要ではないか？
- 悪用事例への対応等において、行政は如何なる対処をするべきか？

**解決の方向性(議論のたたき台)**

**(情報・ネットワーク・信頼について)**

- NPO活動の周知・広報による支援方策について検討
- NPO・ボランティア交流センターを活用した支援方策について検討
- 市民、NPO、市職員が参加する「共働カフェ」について検討
- NPOの実態や活動状況等を理解し易い仕組みについて検討
- 国の動向を踏まえ、NPO法人の認証及び認定に関連した検討と適切な事務実施

# 平成 23 年度税制改正大綱（抜粋）

平成22 年12 月16 日  
（ 閣 議 決 定 ）

## 第 2 章 各主要課題の平成23 年度での取組み

### 7. 市民公益税制

#### （1）基本的な考え方

「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援することとします。

#### （2）改革の取組み

##### ① 所得税の税額控除制度の導入

認定NPO法人への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とします。

その際、寄附がチャリティの精神に基づくものであるという点にも留意しつつ、寄附者と政府が併せて支援するとの考えの下、所得税と個人住民税で合わせて50%までの税額控除を可能とすることとします。

また、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。いずれも、平成23年分から適用します。

なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。

##### ② 認定NPO法人制度の見直し

後述の新認定法に基づく新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、事業収入の多いNPO法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるよう、パブリック・サポート・テスト要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入し、現行の判定方式との選択制とするなど、認定要件の見直しの一部の措置を講ずることとします。

併せて、適切な税制上の事後的是正措置を整備する観点から、認定NPO法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取消しの原因となる事実のあった事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととします。

##### ③ 新認定法に基づく新たな認定制度

「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための環境整備を図るため、新たな法律又は改正特定非営利活動促進法（以下「新認定法」

といひます。)により新たな認定制度を整備することとします。このため、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定制度等について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指します。

新認定法に基づく新たな認定制度が、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる」との考え方の下、次のイのようなものとして整備された場合には、ロの税制上の措置を講ずることとします（「市民公益税制PT報告書」を参照）。

#### イ 新たな認定制度

- (イ) 地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管します。
- (ロ) 「新しい公共」の重要な担い手となるNPO法人の設立初期の活動を支援するため、設立後5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合に、「仮認定」を受けられることができる制度を導入します。
- (ハ) 新たな認定制度において本認定を受けた法人（以下「新認定法人」といひます。）について、名称の独占その他必要な支援措置を整備します。
- (ニ) 新認定法人の適正な運営を確保する観点から、適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのではなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設けます。

#### ロ 新たな認定制度の下での税制措置

- (イ) 新認定法人については、現行と同様の認定基準等が設けられることを前提として、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認めることとします。「仮認定」を受けたNPO法人は、寄附金控除の対象とします。
- (ロ) 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）に引き上げる措置を講じます。

#### ④ 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）地域において活動するNPO法人を支援するため、控除対象寄附金の拡大を行います。

また、「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備します。

さらに、寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額の引下げを行います。

## 第3章 平成23年度税制改正

### 6. 市民公益税制

〔国税〕

#### (1) 所得税の税額控除制度の導入

認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）及び100-  
び公益社団法人等への寄附について、次のとおり、税額控除制度を導入しま  
す。

- ① 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除個人が、各年にお  
いて支出した認定NPO法人に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を  
限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択  
により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をそ  
の者のその年分の所得税額から控除します。

（注1）税額控除限度額（所得税額の25%相当額）は、公益社団法人等寄附金  
税額控除と合わせて判定します（政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は  
別枠で判定します。）。

控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000  
円）は、現行の寄附金控除（所得控除）並びに政党等寄附金税額控除及び公  
益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定します。

（注2）個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けよう  
とするときは、当該寄附金の明細書並びに当該寄附金を受領した旨、当該  
寄附金が当該認定NPO法人の主たる目的である業務に関連する寄附金で  
ある旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を確定申告  
書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととし  
ます。

（注3）上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

- ② 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社  
会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄附金控除（所得控除）の対象となっ  
ている法人に限ります。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「税  
額控除対象法人」といいます。）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当  
額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選  
択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を  
その者のその年分の所得税額から控除します。

イ 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（以下「P  
S T」といいます。）と同様の要件（下記（2）①イの新たに導入される  
絶対数により判定する方式を含みます。）

ロ 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

（注1）税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所  
得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、上記①（注  
1）に準じた方法で判定します。

(注2) 個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書及び次の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととします。

① 当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

② 所轄庁の当該法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し

(注3) 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

## (2) 認定NPO法人制度の見直し

① 認定要件について、次の見直しを行います。

イ P S T要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式を導入します。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とします。

(注) 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄附者を除きます。なお、寄附者が不明な寄附金は対象外とします。

ロ 都道府県又は市区町村が、その域内に事務所を有する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、P S T要件を満たすものとします。また、このNPO法人は、「実績判定期間における共益的活動割合が50%未満であること」の要件について、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとします。

### ハ その他

(イ) P S T要件における総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、その割合を3分の1以上とする基準を5分の1以上とします。

(ロ) P S T要件に係る小規模法人の特例(簡易な計算式で判定を行うことができる措置)について、適用期限の定めのない措置とします。

(ハ) 初回の認定申請におけるP S T要件等の実績判定期間を2年(現行5年又は経過措置として2年)とします。

② 認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額(収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額)の損金算入額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において取戻し課税を行うこととします。

(注) 平成23年4月1日以後に開始する事業年度に損金算入するのみなし寄附金について適用します。

③ その他所要の措置を講じます。

〔地方税〕

(1) 個人住民税の控除対象寄附金の拡大

認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるよう、以下の措置を講じます。

- ① 寄附金税額控除の適用対象に、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除きます。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例において指定したもの（以下「適用対象寄附金」といいます。）を追加します。この場合、都道府県が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については道府県民税から、市区町村が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については市町村民税からそれぞれ控除することとします。
- ② 都道府県及び市区町村は、上記①の条例において、適用対象寄附金の募集を行うNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととします。
- ③ 申告手続については、市区町村に申告書を提出することにより行うこととします。
- ④ 都道府県及び市区町村は、NPO法人に対し、条例における指定又はその取消し等の事務を行うために必要な調査ができることとします。
- ⑤ 適用対象寄附金を募集するNPO法人は、各事業年度における寄附者名簿を作成し、5年間保存しなければならないこととします。
- ⑥ その他所要の措置を講じます。  
（注）上記①及び③の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。

(2) 都道府県及び市区町村によるNPO法人等支援（「ふるさと寄附金」の活用）

個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した都道府県又は市区町村に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとします。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合には返還義務の生ずるもの（負担付き寄附）を除くこととします（この場合、所得税も同様の取扱いとします。）。

また、この取扱いについて、都道府県及び市区町村に対する周知を行います。

(3) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げ寄附金税額控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げます。

(注) 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。



# 市民公益税制 P T 報告書

平成 22 年 12 月 1 日（水）

市民公益税制 P T

## 目 次

はじめに	2
1 所得税の税額控除制度の導入	
（1）認定NPO法人への寄附に係る税額控除の導入	4
（2）認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除の導入	4
2 認定NPO法人制度の見直し	
（1）平成23年度より税制上対応する措置	6
① 認定要件の見直し	6
イ PST要件における絶対値基準の導入	6
ロ 地方団体が条例指定した法人に対するPST要件等の免除	6
ハ その他	7
② 認定取消しがあった場合の取戻し課税	7
（2）新たな認定制度の創設と税制上の対応	8
① 新たな認定機関等	8
② いわゆる「仮認定」制度の導入等の支援	9
③ 監督規定の整備等	10
④ 新たな認定制度の下での税制措置	10
3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）	
（1）寄附対象団体の拡大	11
（2）地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）	12
（3）控除対象寄附金の適用下限額の引下げ	12

## はじめに

平成 21 年 10 月の第 173 回国会における所信表明演説において、鳩山前総理は「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。」と宣言した。これを踏まえ、平成 22 年度税制改正大綱では、市民公益税制プロジェクト・チームを設置し、寄附税制や公益活動を担う法人に係る税制等についてさらに検討し、4 月末を目途に成果を得ることとされた。

これを受けて平成 22 年 1 月 28 日に設置された市民公益税制プロジェクト・チームは、「新しい公共」円卓会議とも連携しつつ、主として、寄附優遇税制の拡充や認定特定非営利活動法人の認定基準の見直し等の「新しい公共」に係る税制面の課題について計 10 回にわたり議論を行い、中間報告書を取りまとめ、平成 22 年 4 月 8 日の税制調査会において報告した。

その後、同プロジェクト・チームでは、中間報告書に示された改革の方向性を踏まえ、平成 22 年 10 月 29 日から具体的な制度設計に関する議論を再開した。具体的な制度設計の検討に当たっては、「新しい公共」推進会議や民主党の「新しい公共」調査会からの提案・提言もできる限り踏まえつつ、計 4 回の議論を行った。この報告は、本年 1 月以来の議論の最終的な成果を取りまとめたものである。

「新しい公共」が作り出す社会は「支え合いと活気がある社会」である。特定非営利活動法人をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するこの報告書は、後世から見て、“あの時”こそ、日本が「支え合いと活気がある社会」へと変貌を遂げる転換点だったといわれうる内容を含むものである。

もとより税制は社会に変化をもたらす政策手段の一つに過ぎない。この報告書を契機として、すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役に立つ喜びを大切にする、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、政府の努力はもとより、特定非営利活動法人自身も含め幅広い関係者のなお一層の活躍を強く期待する。

市民公益税制プロジェクト・チーム

# 1 所得税の税額控除制度の導入

## (1) 認定NPO法人への寄附に係る税額控除の導入

- 認定NPO法人（認定特定非営利活動法人。以下同じ。）への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除（所得控除との選択制）を導入し、平成23年分から適用する。
- その際、寄附がチャリティの精神に基づくものであるという点にも留意しつつ、寄附に対して政府もマッチングをするとの考えの下、所得税と個人住民税で併せて50%までの税額控除を可能とするため所得税において寄附金額の40%を控除（所得税額の25%を限度）できることとする。

（注1）所得税の控除の対象となる寄附金額は、現行と同様、他の寄附と合わせ、総所得金額の40%を限度とする。

（注2）控除限度額（所得税額の25%）については、現行の政党等への寄附に係る所得税の税額控除とは別枠とする。

（注3）地方税は現行どおりの税額控除（個人住民税の控除の対象となる寄附金額：他の寄附と合わせ、総所得金額の30%を限度。控除率：都道府県（4%）と市区町村（6%）がともに条例で認定NPO法人に対する寄附金を指定した場合に寄附金額の10%。）。

## (2) 認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除の導入

- 認定NPO法人以外の法人で税額控除の対象となる法人については、「新しい公共」を推進する観点から、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手であって、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人とする。

- 具体的には、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（新たに導入される絶対値基準も含む。）と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金について、上記（1）と同様の税額控除を導入し、平成23年分から適用する。
- なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討することとする。

## 2 認定NPO法人制度の見直し

NPO法人に係る認定制度については、内閣府において、「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための必要な環境整備を行うことを目的とした新たな法律（又はNPO法の改正）（以下「新認定法」という。）により、新たな認定制度として整備されることを目指す。

ただし、「新しい公共」推進会議や「新しい公共」調査会の提言等を踏まえ、新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、現行の認定NPO法人制度の認定基準の見直し等の一部について平成23年度から税制上の措置を講ずることとする。

## (1) 平成 23 年度より税制上対応する措置

### ① 認定要件の見直し

#### イ P S T 要件における絶対値基準の導入

○ 現在のパブリック・サポート・テスト（以下「P S T」という。）の要件については、事業収入の多い N P O 法人にはクリアしにくいとの指摘がある。こうした指摘を踏まえ、事業収入の多い N P O 法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるよう、P S T 要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入し、現行の判定方式との選択制とする。

○ 絶対数の具体的水準については、内閣府のアンケート調査等を踏まえ、既存の認定 N P O 法人の標準的な寄附者数の実態と概ね遜色ない水準に設定するとの基本的考え方の下、「寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上」とする。

（注）寄附者数の水増しを防止するため、寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えることとする。また、その N P O 法人の役員又は社員である寄附者は、寄附者数から除くこととする。

#### ロ 地方団体が条例指定した法人に対する P S T 要件等の免除

○ 身近な課題に取り組む N P O 法人を支援するため、N P O 法人と身近に接している地方団体が、その域内に事務所を有する N P O 法人のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、P S T 要件を満たすものとする（その他の要件については、充足を求める。）。

- この場合には、「実績判定期間における共益的活動割合が50%未満であること」の要件について、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとする。

## ハ その他

- 上記の見直しは、平成23年4月1日以後の認定の申請から適用する。また、次の措置を講ずる。
  - ・ P S T要件の基準を5分の1以上（原則：3分の1以上）とする特例を恒久化する。
  - ・ P S T要件に係る小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）を存置する。
  - ・ 初回の認定申請におけるP S T等の実績判定期間を2年（原則：5年）とする扱いを存置する。

## ② 認定取消しがあった場合の取戻し課税

- 適切な税制上の事後的是正を確保する観点から、認定NPO法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取消しの原因となった事実のあった日の事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととする。

（注）平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。



## (2) 新たな認定制度の創設と税制上の対応

新認定法に基づく新たな認定制度においては、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる」との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行するとともに、いわゆる「仮認定」制度の導入などの施策と合わせて、必要な調査や認定の取消しに至る前の段階的な是正措置等を行う監督制度を、次のとおり一体的に整備すべきである。この整備がなされた場合には、所要の税制措置を行う。

なお、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定機関のあり方等、下記の内容について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から新たな認定制度が開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。

### ① 新たな認定機関等

- 地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管することとする。これと併せ、2以上の都道府県に事務所を設置する法人の認証事務を内閣府から主たる事務所の所在する都道府県に移管する。
- 内閣府は、新たな認定に係る事務を円滑に実施するため、都道府県に対し情報の提供その他必要な支援を行うこととする。
- 新たな認定制度における認定要件については、現行の認定NPO法人制度における認定要件を基本とする。

## ② いわゆる「仮認定」制度の導入等の支援

- 「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の設立初期の活動を支援するため、次のような「仮認定」の制度を導入する。
- イ 設立初期の活動支援として、設立後5年以内のNPO法人は、1回に限り、PST要件以外の認定要件を満たす場合に「仮認定」を受けることができることとする。
- ロ 現行の本認定の有効期間が5年であることを踏まえ、本認定への移行を促す観点から、「仮認定」の有効期間は3年とする。
- ハ 制度の濫用防止の観点から、認定（「仮認定」を含む。）の取消しを受けたNPO法人の役員・社員であった者が関与している別のNPO法人については、その取消しのあった日から5年間は、「仮認定」を認めないこととする。  
  
(注) 本認定においても、同様に認定要件における役員等の欠格事由とする。
- ニ なお、所要の経過措置について検討する。また、その施策の効果や措置の適正性を検証し、施行から3年後までに必要な見直しを行うこととする。
- 「新しい公共」を担う認定NPO法人を育成する観点から、新たな認定制度において本認定を受けた法人（以下「新認定法人」という。）について、名称の独占その他必要な支援措置を整備する。

### ③ 監督規定の整備等

○ 新認定法人（「仮認定」を受けた法人を含む。）の適正な運営を確保する観点から、次の措置を講ずる。

イ 適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのではなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設ける。

ロ 過大役員報酬の支給や役員等が支配する法人への資産の低廉譲渡等が認定取消事由に該当することを明確化するなど、客観的な取消事由を整備する。

ハ 地方団体が認定事務を行う際に必要な立入検査をできることとする。また、国税庁から地方団体等への通知制度を整備する。

ニ 「仮認定」も含め、認定取消しを受けたNPO法人は、5年間認定の申請をできないこととする。

### ④ 新たな認定制度の下での税制措置

○ 新認定法人についても、現行と同様の認定基準等が設けられることを前提として、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認めることとする。

- なお、みなし寄附金の損金算入限度額については、社会福祉法人等とのバランスを踏まえ、新認定法において、「その他の事業」の停止命令など、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）に引き上げる措置を講ずる。その際、みなし寄附金の対象範囲は収益事業以外の事業のうち特定非営利活動に係る事業に充てるものに限ることとする。
- 「仮認定」を受けたNPO法人については、本認定に向けた設立初期の寄附金の募集活動を支援する観点から、寄附金控除の対象とする。

### 3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）

#### （1）寄附対象団体の拡大

- 個人住民税の寄附金税額控除について、地域において活動するNPO法人を支援するため、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとし、平成24年度分の個人住民税から適用する（平成23年中の寄附金から対象）。
- あわせて、上記条例指定を受けたNPO法人に対する寄附金に係る税額控除の適用を受けるための手続き等の規定の整備を行うこととする。

## (2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）

- 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する。
- 具体的には、個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則としてふるさと寄附金に該当することとする。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合には返還義務の生じるもの（負担付き寄附）を除く（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）。

## (3) 控除対象寄附金の適用下限額の引下げ

- 寄附文化の裾野を広げるため、個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げることとし、平成24年度分の個人住民税から適用する（平成23年中の寄附金から対象）。